iii 地域別の取組

本県は、地理的条件や歴史的・文化的に関連が強く一体性が高いてつの生活圏に基づく地域づくりを進めてきた。一方、東日本大震災からの復興においては、地震・津波・原子力災害及び 風評による被害の状況が地域ごとに異なるため、それぞれに応じた取組が必要となる。

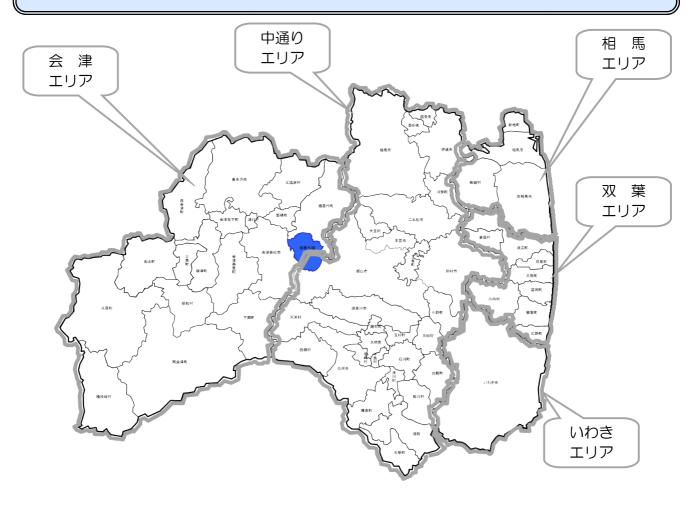
そこで、本節では、生活圏を基礎としつつ、被害状況を踏まえて、本県を5つのエリアに分け、各エリアで重点的に推進する施策として、関連する重点プロジェクト等を記載する。また、 具体的な取組として、エリア固有の事項や特に重要な事項を中心に記載する。

また、各エリアに共通する取組は全県で進めていくが、それぞれのエリアの復興の取組を連携 して進めることにより、本県全体の復興を進めるものとする。

なお、政府は、平成24年4月から避難指示区域を、年間積算線量等を踏まえ、順次、「避難 指示解除準備区域」「居住制限区域」「帰還困難区域」の3つの区分に再編している。

県は、放射線量等により長期間避難を余儀なくされるという未曾有の事態に、市町村と連携しながら立ち向かっていくとともに、復旧・復興への取組を進めている市町村についても、復興が加速するよう取り組んでいく。

さらに、原子力災害の長期化に伴い、各エリアの復旧・復興進度の相違や、避難生活の長期化に伴う地域ニーズの変化が生じている。県は、これらの変化の把握に努め、県民の意向に細やかに対応していく。



地域別データ

〇人口

※()書きは、地域内市町村数

	相馬(4)	双葉(8)	いわき(1)	中通り(29)	会津(17)	合 計
人口(H23.3.1現在)	122,783 人	72,679 人	341,463 人	1,196,730 人	290,746 人	2,024,401 人
人口(H24.12.1現在)	114,669 人	67,398 人	329,986 人	1,163,443 人	285,027 人	1,960,523 人
増減	-8,114 人	-5,281 人	-11,477 人	-33,287 人	-5,719 人	-63,878 人
減少率	-6.61 %	-7.27 %	-3.36 %	-2.78 %	-1.97 %	-3.16 %

出典:福島県の推計人口(平成24年12月1日現在)

(注:住民基本台帳の転出入や出生死亡等の加減による推計値)

〇東北地方太平洋沖地震による被害状況

	相馬(4)	双葉(8)	いわき(1)	中通り(29)	会津(17)	合 計
最大震度	震度6強	震度6強	震度6弱	震度6強	震度6弱	震度6強
死者(A)※1	1,643 人	923 人	441 人	40 人	4 人	3,051 人
(內部) 震災関連死	438 人	671 人	111 人	8 人	3 人	1,231 人
行方不明者(B)※2	0 人	4 人	0 人	1 人	0 人	5 人
(A+B)/人口 (3月1日)	1.34 %	1.28 %	0.13 %	0.00 %	0.00 %	0.15 %
住家全壊	7,139 棟	813 棟※	7,905 棟	5,187 棟	24 棟	21,068 棟※
住家半壊	3,141 棟	404 棟※	32,514 棟	36,146 棟	134 棟	72,339 棟※

- * 住家全半壊の双葉エリアの棟数は、詳細調査中。
- ※1 明確に死亡が確認できる遺体が見つかっていないが、死亡届等が出されている者
- ※2 明確に死亡が確認できる遺体が見つかっておらず、死亡届等も出ていない者

出典:福島県災害対策本部平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報 (第821報 平成24年12月25日現在)

〇津波浸水状況

		相馬(4)	双葉(8)	いわき(1)	中通り(29)	会津(17)	合 計
	面積	873 km2	865 km2	1,231 km2	5,393 km2	5,421 km2	13,783 km2
浸	是水面積全体	79 km2	18 km2	15 km2	- km2	- km2	112 km2
		9.05 %	2.08 %	1.22 %	- %	- %	0.81 %
	(海水域)	6 km2	0.5未満 km2	1 km2	-	_	8 km2
浸主	(田)	46 km2	10 km2	2 km2	-	-	59 km2
水面建工な土	(その他の用地※)	7 km2	1 km2	3 km2	-	-	10 km2
積地の	(幹線交通用地)	2 km2	0.5未満 km2	0.5未満 km2	_	_	2 km2
V	(建物用地)	6 km2	1 km2	5 km2	-	_	13 km2

出典:国土地理院(平成23年4月18日)より

〇公共施設被害状況

		相馬(4)	双葉(8)	いわき(1)	中通り(29)	会津(17)	合 計
公共 土木		855 件	179 件	1,063 件	2,802 件	50 件	4,949 件
施設	被害報告額	166,715 百万円	49,410 百万円	62,569 百万円	35,876 百万円	1,631 百万円	316,202 百万円
農林水産	被害報告件数	562 件	87 件	382 件	3,988 件	85 件	5,104 件
施設	被害報告額	158,381 百万円	40,860 百万円	5,904 百万円	39,177 百万円	978 百万円	245,300 百万円
文教	被害報告件数	65 件	7 件	169 件	616 件	48 件	905 件
施設	被害報告額	2,004 百万円	99 百万円	14,222 百万円	30,123 百万円	533 百万円	46,981 百万円
合計	被害報告件数	1,482 件	273 件	1,614 件	7,406 件	183 件	10,958 件
	被害報告額	327,100 百万円	90,369 百万円	82,695 百万円	105,176 百万円	3,142 百万円	608,483 百万円

- * 県所管分: 福島第一原子力発電所から30km圏内は、航空写真等により推定した概算被害額を計上している。(土木部・農林水産部)
- *市町村所管分:南相馬市の一部及び双葉郡8町村の概算被害額は含まれていない。(土木部・教育庁)
- * 今後の調査により、被害箇所数及び被害額の変更がある。

※福島県土木部、農林水産部、教育委員会調べ(県工事・市町村工事合計、平成23年12月27日現在)

〇原子力災害に伴う避難区域等

(平成24年12月25日現在)

	相馬(4)	双葉(8)	いわき(1)	中通り(29)	会津(17)
警戒区域		浪江町(一部) 双葉町 富岡町 葛尾村(一部)	1		-
計画的避難区域		葛尾村(一部) 浪江町(一部)	-	川俣町(一部)	-
特定避難勧奨地点	南相馬市 (142地点)	ı	-	-	-
帰還困難区域	南相馬市(一部)飯舘村(一部)	大熊町(一部)			
居住制限区域	南相馬市(一部) 飯舘村(一部)	川内村(一部) 大熊町(一部)			
避難指示解除 準備区域	南相馬市(一部)飯舘村(一部)	川内村(一部) 楢葉町(一部) 大熊町(一部)		田村市(一部)	
緊急時避難準備区域 (H23.9.30解除)	南相馬市(一部)	広野町 川内村(一部) 楢葉町(一部)	-	田村市(一部)	-

〇役場機能移転状況

	相馬(4)	双葉(8)	いわき(1)	中通り(29)	会津(17)	
役場機能移転	飯舘村	6町村※	-	-	-	
条例設置の 出張所等	-	-	楢葉町・富岡町	飯舘村·富岡町 双葉町·浪江町 葛尾村	楢葉町·大熊町	埼玉県 双葉町

[※]双葉8町村のうち、広野町は平成24年3月1日、川内村は平成24年3月26日に地元で役場再開

〇避難者の状況(県内)

	相馬(4)	双葉(8)	いわき(1)	中通り(29)	会津(17)	合 計
仮設住宅(12/20)	-12,058 人	-17,328 人	-455 人	-2,597 人	0 人	-32,438 人
受入数	11,423 人	133 人	7,614 人	11,618 人	1,650 人	32,438 人
借上住宅(12/20)	-14,155 人	-34,246 人	-5,527 人	-5,822 人	0 人	-59,750 人
受入数	7,281 人	68 人	21,643 人	26,603 人	4,155 人	59,750 人
公営住宅(12/20)	-226 人	-450 人	0 人	-494 人	-6 人	-1,176 人
受入数	99 人	0 人	201 人	738 人	138 人	1,176 人
県内避難者計	-26,439 人	-52,024 人	-5,982 人	-8,913 人	-6 人	-93,364 人
受入数	18,803 人	201 人	29,458 人	38,959 人	5,943 人	93,364 人
雇用促進住宅(8/31)	4,523 人 97,887 人					

^{*}上段は、当該地域から避難元住居を離れて県内に避難している人数。下段の受入数は、当該地域に県内から避難している人数。 ※福島県災害対策本部、土木部調べ

(注:該当市町村等からの報告、聴取による数。住民基本台帳とは連動していない。)

【参考】避難者の状況(県外)

	避難者数
県外避難者(12/6)	57,954人

※復興庁「震災による避難者の避難場所別人数調査」のうち福島県分を抽出。

1 相馬エリア

復興へ向けた考え方

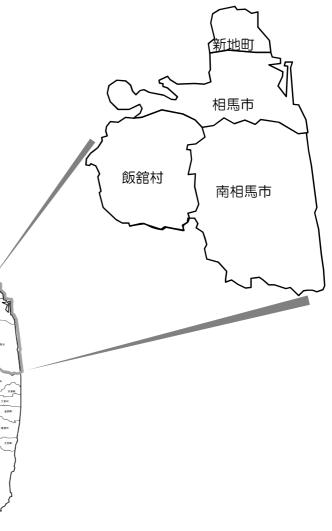
相馬エリアにおいては、特に地震・津波により被災した施設の早期復旧と復興へ向けたまちづくりの取組を強力に推進する。

また、原子力災害に伴い避難を余儀なくされている地域においては、国内外の英知を集めて原子力災害を克服し、本エリアを含む相双地方の復興なくして、ふくしまの復興、日本の復興はありえないという考えの下、ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集して、県は、避難指示解除(準備)区域の復旧・復興の取組を加速化するとともに、解除を待つ区域の住民帰還に向けた環境整備に全力で取り組む。

[位置•面積]

〇相馬エリアは、県の東部・浜通り地方の北部に位置し、西は阿武隈高地、東は太平洋に面した総面積873km²の比較的温暖な地域である。

○沿岸部の北から、新地町・相馬市・南相馬 市が位置し、内陸部に飯舘村が位置してい る。



(1)現状と課題

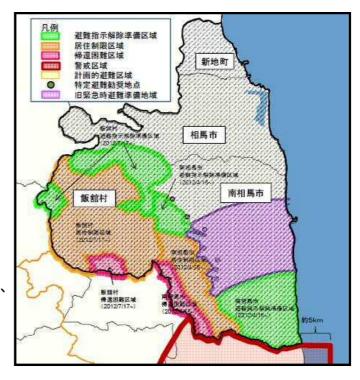
[主な地震・津波被害]

- ○平成23年3月11日、震度6強を観測。地震・津波による死者1,643人。住家全半壊10,280棟(平成24年12月25日現在)。
- ○津波の浸水面積は、相馬エリアの総面積 873km²の約 9%となる 79km²に及び、当エリアの水産業と観光に大きな役割を果たしてきた相馬市松川浦が壊滅的な被害を受けたほか、建物用地 6km²、農地 46km²を始め、住家・鉄道・道路・漁港・水産業関連施設・港湾・海岸堤防等のインフラに壊滅的な被害を受けている。
- 〇被災者に対する支援及びインフラの復旧や医療・福祉の早期回復に取り組むとともに、特に津波被害の甚大であった沿岸部のまちづくりにおいては、「減災」の考え方を基本とし、地域住民と地域の将来像を共有しながら新たな災害に強いまちづくりを進めていくことが課題となっている。



「原子力災害に伴う影響」

○南相馬市は、平成23年4月22日に 避難指示区域が警戒区域に、屋内退避 区域を含む地域が計画的避難区域及び 緊急時避難区域に設定された。また、 142の特定避難勧奨地点が設定され た一方で、避難指示区域等に設定され なかった地域もあり、一つの市の中に 様々な状況が混在している。なお、緊 急時避難準備区域については、平成2 3年9月30日に解除されている。ま た、平成24年4月16日に警戒区域 及び計画的避難区域の見直しが行われ、 帰還困難区域、居住制限区域、避難指 示解除準備区域に再編され、住民の帰 還に向けた取組が進められている。



- 〇飯舘村は、平成23年4月22日に全村が計画的避難区域に設定された。平成24年7月 17日に避難指示区域の見直しが行われ、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難 区域の3つの区域に再編されたが、今もなお、村民は避難生活を余儀なくされている。また、 役場機能も移転しており、避難先における役場機能の維持、県内外に分散した住民に対する 行政サービスの提供、原子力災害への対応等を同時に進めていることから、県は、村の復旧・ 復興の取組を国とともに強力に進めていく必要がある。
- ○住民は放射線の影響に対する不安を抱えた生活を強いられており、環境放射線等のモニタリング、徹底した除染の実施、住民の健康の保持・増進に取り組む必要がある。
- ○県内外への避難者は、家族の分断や慣れない避難先での孤立による精神的苦痛、避難生活に 伴う経済的負担の増加、生活不安などが生じており、避難先における住民の支援ときずなの 維持を図ること等が課題となっている。
- 〇相馬エリアは、医師や看護師の不足等により地域医療が危機的な状況にあり、早急な医療提供体制の再構築が課題となっている。
- 〇農林水産業を始めあらゆる産業が原子力災害と風評などの打撃を受けており、これらを克服 する産業づくりが課題となっている。

[被災住民・被災市町村の受入れ]

〇相馬エリアでは、双葉エリアからの避難者を含め、仮設住宅や借上住宅などにより約1万9 千人の避難者が居住している。居住人口の急増に対応する住環境の整備や、教育、保健、医療、福祉などの公共サービス提供等の受入態勢整備及び雇用の確保が課題となっている。

(2) 復興の取組

①環境回復

- ・環境放射線等モニタリングを充実・強化する。
- ・徹底した除染により、美しく豊かなふるさとを再生する。
- 廃棄物の処理を進める。

<関連する重点プロジェクト>

<具体的な取組>

[モニタリング]

- ○5 kmメッシュごとに設置した計約60台の可搬型モニタリングポストと、子どもたちの安全・安心確保のために学校や保育施設等に設置した計約160台のリアルタイム線量測定システムにより、環境放射線の状況を把握し、わかりやすく測定結果を公開する。
- 〇住民の身近な公共施設等に整備した食品等の放射性物質簡易測定機器により、住民自らが検 査し確認できる体制を構築する。

[除染]

- 〇関係機関と連携し、除染計画を策定・実施する市町とともに、放射性物質に汚染された生活 圏・農地・森林等について、除染により計画的に放射線量を低減させる。
- 〇除染特別地域において、県は、市村と連携して国による除染を促進し、域内の放射線量を低減させる。
- ○仮置場の設置については、住民説明会や現地視察会等の住民理解を促進する取組を行う。

[廃棄物の処理]

- 〇地域住民の理解を得ながら災害廃棄物の処理を進めるとともに、放射性セシウム濃度が1キログラムあたり8,000ベクレルを超える指定廃棄物について、国に早期処理を求める。
- 〇国が廃棄物処理を行う汚染廃棄物対策地域については、早急に取り組むよう市村とともに国 に働きかける。

[食品、飲料水の安全確保]

- 〇米や野菜、魚など農林水産物や加工食品の放射性物質を徹底的に検査・分析し、安全・安心な農林水産物や加工食品の流通を確保するとともに、消費者に向けてわかりやすく情報発信を行う。
- 〇飲料水の安全性を確保するため、水源の種類や環境放射線等の状況を考慮した定期的な放射 性物質検査を実施する。

[拠点の整備]

〇放射性物質に汚染された環境を回復し、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するため、原子力関連施設周辺のモニタリングや安全監視等を行う国際的な調査研究拠点を整備する。

②健康、教育

- ・県民の健康を見守り、心身の健康の維持・増進を図る。
- 医療福祉提供体制の再構築を図る。
- 子どもたちの教育環境等の充実に努める。
- ・放射線に関する知識の普及に取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

(★) 重点 3「県民の心身の健康を守るプロジェクト」

● 重点 4「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」

<具体的な取組>

「健康管理調查」

〇県民健康管理調査により長期にわたり県民の健康を見守るとともに、疾病の早期発見・早期 治療につなげ、将来にわたる健康の増進を図る。

[被災者の心身の健康保持]

○仮設住宅や借上住宅で避難生活を余儀なくされている被災者や広く原子力災害の影響を受け た県民の心身の健康の保持、増進を図る。

「医療福祉提供体制の再構築]

- 〇国が設置した「相双地域等医療・福祉復興支援センター」との連携を図りながら、全国組織への医療支援の要請や震災により離職した医療従事者等の再雇用等、医師・看護師を始めとする医療人材や福祉人材を確保・育成する。
- 〇被災した医療機関、福祉施設等の復旧、避難指示等のあった区域内の医療機関の運営支援に 取り組む。
- ○精神科入院病床の再稼働や在宅医療の推進による精神科医療の回復を図る。
- 〇本エリアの中核的医療機関については、福島県立医科大学に設置する放射線医学の研究・治療拠点との連携体制の構築等により、医療拠点として整備する。

[教育環境等の整備]

- 〇被災児童等の就学・通学支援、スクールカウンセラー等の派遣、教員の適正配置、学校施設の復旧、サテライト校の集約に伴う宿泊施設の確保等、長期避難にも対応した教育環境の整備を図る。
- 〇避難指示区域等内にある学校等について、解除後の早期再開を図るとともに、教育環境の充 実に努める。

○安心して子どもを遊ばせることができる屋内施設等の整備を推進する。

[放射線に関する知識の普及]

○放射線に関する正確な知識を住民と共有するための講習会等を開催する。

③生活再建

・地震・津波による被災者や双葉エリアからの避難者が安心して暮らすことができる環境を整備するとともに、雇用の維持・確保に努め、生活再建に取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

■ 重点 2「生活再建支援プロジェクト」

・重点 9「ふくしま・きずなづくりプロジェクト」

<具体的な取組>

「情報発信」

○被災者に対して、行政情報や生活支援、復旧・復興状況の情報を提供する。

[生活再建支援ときずなづくり]

- ○仮設住宅等における住環境の整備や避難者相互や地域住民等とのきずなづくりを図りコミュニティの確保をするとともに、仮設住宅等への電子回覧板等による情報発信等、避難者への情報提供・きずなの維持に取り組む。加えて、避難先での就職を希望する避難者に対し、きめ細かな就職支援を行うとともに、緊急雇用創出事業の活用や、事業再開、企業の新増設、新産業創出等の促進により、雇用の確保・創出に努める。
- 〇社会福祉協議会やNPO等の民間団体による、被災者の生活再建やふるさととのきずなづく りに向けた活動について連携して取り組む。

[防犯・防火]

- 〇避難指示区域内の警戒、警ら活動を継続して行い、治安の維持と避難者の安心を確保する。
- ○仮設住宅やその周辺地域における巡回パトロールや警察安全相談、交通安全対策等を実施する。
- ○県内各消防本部による広域応援体制を整備し、避難指示区域内での大規模火災に備える。

[住宅再建の推進]

○生活再建に向けて、被災者の住宅再建(新築・改修・購入)を進める。

〇既存住宅の耐震化を促進し、安全で安心できる住まいづくりを推進する。

[自治体連携体制の構築]

- 〇相馬市及び南相馬市は、地震・津波による大きな被害を受けるとともに、南相馬市は原発避難者特例法の指定市町村となっている。加えて、双葉エリアを始めとした避難指示区域からの被災者を受け入れ、その対応に当たっている。原発避難者特例法による事務の執行等に関し、避難元町村並びに相馬市及び南相馬市ととともに、意向や課題の確認・調整を行いながら、自治体間の相互援助体制を構築する。
- 〇市町村の復興・再生に係る事業の円滑な推進に向け、人的支援等による執行体制の強化とと もに必要な財源の確保に連携して取り組む。

[受入自治体との連携した取組]

〇双葉エリア等の住民を受け入れていることを踏まえ、医療・福祉サービスや行政サービス等 が円滑に提供できるよう、必要な取組を進める。

[長期避難者等の生活拠点の整備]

- ○復興公営住宅について自らの区域外に整備を希望する自治体と、国、県、受入市との協議の場を設けて避難・受入市町村の意向・課題の確認、調整を行った上で、住民ニーズを踏まえた復興公営住宅の整備を迅速に進める。
- 〇生活拠点に必要となる機能の整備に当たっては、避難中の生活拠点にかかる協議や、復興公 営住宅の整備状況を踏まえ検討していく。
- ○戻りたくとも戻れない避難者に対し、その状況に応じて、安定的な生活が再構築できるよう、 住宅の確保、雇用の創出等に取り組む。

[作業員等の宿舎確保]

○復興に従事する作業員等の宿舎の確保を図る。

[帰還支援]

- 〇公共インフラの復旧状況等、帰還に向けた取組を情報発信する。
- 〇市村の住民の帰還に向けた構想を尊重しながら、帰還に当たっての課題を整理するとともに 国や市村と連携して環境整備に取り組み、住民や事業所の帰還を加速させる。

[原子力損害賠償の促進]

〇原子力災害に伴って生じた全ての損害について、被害者の立場に立った賠償が実現し、1日 も早く元の生活が再建できるよう、様々な取組を行う。

[区域の見直し]

〇町村とともに、住民帰還に向けた方針等の策定及び実施に積極的に取り組むとともに、区域 の見直しに当たっては、国に対して、町村の意向を考慮しつつ、地域の状況を踏まえ十分に 協議した上で判断するよう要請する。

④産業の再生及び創出

・農林水産業、製造業、商業、観光業を始め、あらゆる分野の産業が地震や津波、原子力災害及び風評により存亡の危機に立たされており、これらを大震災前の状況に戻すとともに、 環境と共生した新たな時代を牽引する産業づくりに取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

▶ 重点 5「農林水産業再生プロジェクト」

● 重点 6「中小企業等復興プロジェクト」

● 重点 7「再生可能エネルギー推進プロジェクト」

■ 重点10「ふくしまの観光交流プロジェクト」

<具体的な取組>

[農林水産業の再生]

- ○大規模な土地利用型農業や太陽光発電等による電力を活用した植物工場を始めとした施設園芸を推進する。また、そこで生産された農産物の加工・販売を一体的に行う地域産業6次化の取組を進める。
- ○食品としての農産品の出荷が難しい場合、バイオ燃料利用としての栽培等について研究し、 食品以外での利用を図る。
- ○優良繁殖牛・肥育牛・乳用牛の導入や、安全な粗飼料の確保を推進し、畜産業の再生を図る。
- ○避難農業者の避難先での営農再開に向けた取組を進める。
- 〇間伐と除染が一体となった森林整備を推進し、放射性物質に汚染された森林を再生していく とともに、生産される木材を復興用資材や木質バイオマス資源として利活用して新たな林 業・木材産業の振興を図る。
- 〇ノリの養殖場・カレイ類等の保育場となっている松川浦の復旧のほか、沿岸漁業の操業再開 に向けた取組を進めるとともに、共同利用漁船の導入や経営の協業化を進める取組を推進し、 沿岸漁業の再生を図る。
- ○漁業者のニーズが高い種苗の生産を再開し、つくり育てる漁業の再構築を推進する。

[事業再開等への支援]

- ○大震災により多大な影響を受けた企業や農林漁業者等に対し、商工団体や農林水産業関係団体等と連携し経営相談を行うとともに、事業再開・継続に要する経費の補助や資金融資等により、事業再建に取り組む。
- ○避難した事業者が避難先で事業を再開し継続していくための取組を進める。
- ○緊急雇用創出事業を活用して、被災者の就業の場の確保に努める。
- 〇市町村、商工団体等との連携を図りながら、民間サービスの再開を始め、買い物環境や交通 手段の確保など生活環境の整備に取り組む。
- 〇避難解除区域における課税の特例措置(福島復興再生特別措置法)の活用を促進し、避難等 指示の対象となった区域に震災時において事業所を有していた事業者が、避難解除区域にお いて事業を再開・継続し、また、同区域に帰還することを促進する。

[産業人材の育成]

〇テクノアカデミーを始め、各種専門学校・専門高校等における職業教育の充実に努めるほか、 先進分野に対応した基盤的製造技術の高度化を図る研修事業(技塾等)を実施するなど地域 産業のニーズを踏まえて人材育成を進める。

[産業振興の推進]

- 〇工業団地造成費用利子補給制度の活用等により、新たな工業団地の整備を促進する。また、 企業立地補助金制度の活用等により、企業立地を推進する。
- 〇ふくしま産業復興投資促進特区により、復興特区制度による課税の特例措置(東日本大震災 復興特別区域法・福島復興再生特別措置法)の活用を促進し、ものづくり産業の早期復興・ 更なる産業振興を推進する。
- 〇既存産業の集積を生かしながら、新たな時代をリードする医療関連産業及び再生可能エネル ギー関連産業の集積を図る。
- 〇水産加工業など当地の地場産業の振興のため、事業者や組合等と連携して新しい製造技術や 市場性の高い商品の開発を推進する。

[再生可能エネルギーの導入等の推進]

- 〇本エリアにおいてポテンシャルが高い太陽光発電や風力発電等、先進地として再生可能エネルギー導入を図る。
- 〇再生可能エネルギーの研究開発拠点と連携し、スマートコミュニティの実証試験等スマート グリッドを含む再生可能エネルギーの研究を推進するとともに、研究施設の誘致活動を展開 する。
- ○木質がれきや森林除染に伴う伐採木の活用を含めた木質バイオマスのエネルギー利用、藻類によるバイオ燃料の実証研究等を推進する。

[観光交流の推進]

〇相馬野馬追や史跡、パークゴルフ場等の観光資源はもとより、復興の過程を資源とする観光 や復興をきっかけとする交流促進、再生可能エネルギーの集積を踏まえた産業観光等、新た な観光振興と多様な交流を推進する。

⑤地震・津波被害への対応

本エリアは、津波により県内で最も甚大な被害を受けている。被災施設の復旧を行うとともに、「減災」という視点から、ハード面の整備はもとより、ソフト面の防災対策を充実させ、 地域の総合的な防災機能の向上を図る。

<関連する重点プロジェクト>

■重点11「津波被災地等復興まちづくりプロジェクト」

<具体的な取組>

「土地利用」

○津波により甚大な被害を受けた地域については、住民の命を最優先に考え、海岸堤防の嵩上げや、防災緑地、海岸防災林(防潮林)、道路などを組み合わせた多重防御によるハード整備と、災害危険区域の指定や避難計画の強化等のソフト対策を複合的に検討し、国、県、市町村が緊密に連携しながら災害に強いまちづくりを進める。

[家屋の移転事業の推進]

〇被災した住民の意向を基本にしながら、防災集団移転事業や土地区画整理事業等について推 進する。

[住宅の整備]

- ○復興公営住宅整備事業について、法制度や活用事例等を情報提供する。
- 〇既存住宅の耐震化を促進し、安全で安心できる住まいづくりを推進する。

[インフラの復旧]

- 〇国と連携し、がれきなど災害廃棄物の早期処理を推進する。また、漁場生産力の回復のため、 漁場に堆積した壊れた建物等の回収などの取組を、市町とともに推進する。
- ○土木施設等の早期復旧に努め、概ね平成25年度から平成27年度までの完成を目指す。
- 〇海岸堤防は、「頻度の高い津波」や「高潮波浪」を考慮し、堤防高 7.2mを基本として、概ね 平成27年度までに整備を行う。

- 〇県道相馬亘理線や原町海老相馬線、北泉小高線等について、各市町が策定する復興計画に基づくまちづくりや土地利用の方針を勘案し、必要に応じ二線堤の機能も備えるよう整備する。
- 〇避難指示区域等内における生活、交通、産業に係るインフラの被害状況の把握に努め、区域の解除に備えてインフラの早期復旧に努める。また、沿岸部の復旧においては、市町の策定するまちづくりや土地利用の方針を勘案し、多重防御によるハード整備等、総合的な防災力の向上に取り組む。
- ○重要港湾相馬港は、相馬エリアの物流拠点として重要な役割を担っており、概ね平成25年度までに岸壁、上屋、荷役機械等の係留施設等の復旧を完了し、概ね平成27年度までに防波堤の復旧を目指す。
- 〇釣師浜漁港、松川浦漁港、真野川漁港の岸壁等の主要な施設については概ね平成25年度までの本復旧を目指す。
- ○漁港間の機能分担を図りつつ、産地市場や水産業関連施設等の効率的な復旧を進める。
- 〇旧警戒区域以外の農地の除塩及び排水機場など農業用施設の災害復旧を推進し、概ね平成 26年度で完了する。また、津波被害を受けた農地について、市町の復興計画を踏まえて事 業着手から概ね5年以内での復旧を目指す。
- 〇「農用地災害復旧関連区画整理事業」及び「復興基盤総合整備事業」により大区画のほ場整備を行う等、まちづくりと一体となった農地等の基盤整備を行う。
- ○ため池の効果的な耐震性検証手法を確立した上で、調査を実施し、ため池の耐震化を推進する。

[防災対策]

- 〇避難情報等が住民に迅速かつ確実に伝達できる体制を整備するとともに、大規模災害発生時 に市町村等へ情報連絡員を派遣する。
- 〇消防団員の確保や教育訓練の充実を図るとともに、自主防災組織の活性化や住民に対する防 災意識の啓発等により地域防災力の向上を図る。
- ○災害発生時に備え、物資の確保体制を強化する。

「ふるさとの景観の再生、魅力向上」

〇地域の伝統文化やふくしまらしさを未来につなぐため、損傷を受けた歴史的建造物や文化財 等の復旧や津波被害地区等のまちなみ景観再生等を推進する。

⑥復興を支援する交通網の整備

・ 浜通りの復興の基盤となる「浜通り軸」の早期復旧・整備と、生活を支援する道路を整備するとともに、浜通りと中通りをつなぐ復興を支援する道路や東西連携道路など、災害に強い道路ネットワークを構築する。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点12「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」

<具体的な取組>

[道路]

- 〇県土の骨格を形成する縦横6本の連携軸のうち、相馬エリアと中通りを結ぶ「北部軸」である東北中央自動車道(相馬~福島間)について、着手後概ね10年以内の完成に向けて、国や関係市町村等と連携し整備促進に努めるとともに、「浜通り軸」である常磐自動車道の常磐富岡以北(常磐富岡~山元間)については、平成26年度の完成予定年(ただし、常磐富岡~浪江間は平成26年度を目指す他の区間から大きく遅れることのない時期)にこだわることなく、一日も早い全線供用に向けて、国や関係市町村、NEXCO東日本等と連携し整備促進に努める。また、避難指示区域等の早期の復旧・復興を支援するため、常磐自動車道への追加ICの設置に向けた検討を進める。
- 〇「本県の復興に向けた戦略的道路整備」として、相馬エリアと中通りを結ぶ県道原町川俣線 等の整備を重点的に進め、東西連携及び防災機能の強化を図る。

[鉄道]

- ○JR常磐線について、県境から駒ヶ嶺駅までの区間においての津波被害を受けにくい西側へのルート変更や新地駅の西側への移設に向けて県職員を新地町に駐在させ、地元市町及びJR、国等と協議を進めるとともに、早期復旧を進める中で、線形改良や道路との立体交差等による基盤強化を図る。また、原ノ町駅〜広野駅間の不通区間について、避難指示区域内の詳細な被害状況の把握に努めるとともに、被災町の復興計画等の策定状況や原子力発電所事故による影響の収束状況を見ながら、地元市町やJR東日本、国等と連携して、運転を再開する区間を順次延伸しながら早期復旧に向けて取り組む。さらに、原ルートでの復旧が困難な区間については、早期復旧の具体化を進める中で、ルート変更や線形改良、道路との立体交差等による基盤強化を図る。
- 〇将来的には、JR 常磐線の複線化を含めた高速鉄道化、快適化について検討を進める。

[路線バス等]

○住民の生活の足として利便性の向上が図られるよう路線バス等の生活交通の確保を推進する。

[産業の復興を支援する物流拠点の強化]

○産業復興を支援するため、国際海上物流の拠点である相馬港の整備を推進する。

2 双葉エリア

復興へ向けた考え方

双葉エリアは、地震・津波に見舞われたほか、原子力災害によりほとんどの住民が避難を余儀なくされるという人類史上経験がない災害に見舞われている。

このため、県は、国内外の英知を集めて原子力災害を克服し、本エリアを含む相双地方の復興なくして、ふくしまの復興、日本の復興はありえないという考えの下、ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集して、県は、避難指示解除(準備)区域の復旧・復興の取組を加速化するとともに、解除を待つ区域の住民帰還に向けた環境整備に全力で取り組む。

[位置•面積]

〇双葉エリアは、県の東部・浜通り地方のほぼ中央に位置し、西は阿武隈高地、東は太平洋に面した総面積865km²の比較的温暖な地域である。



(1)現状と課題

[主な地震・津波被害]

- ○平成23年3月11日、震度6強を観測。地震に 続く大津波により、東京電力福島第一原子力発電 所、福島第二原子力発電所が浸水し、事故を引き 起こした。東京電力福島第一原子力発電所事故は 未だ完全収束に至っていない。
- 〇死者 923 人、行方不明者 4人(平成 2 4年 1 2 月 2 5 日 現在)。津波の浸水範囲は 18km²に及んでいるが、原子力発電所事故による警戒区域等の設定により立入りが禁止されている区域では、住家やインフラ等の地震・津波被害に関する詳細な調査ができていないため、正確な復旧計画を立てることが困難な状態が続いている。



[原子力災害に伴う影響]

〇平成23年3月11日午後、政府 から原子力緊急事態宣言が発令 され、福島県知事は同日20時 50分に大熊町及び双葉町に対し、 東京電力福島第一原子力発電所 から半径2km圏内の居住者等の 避難を要請した。

同日21時23分、政府は関係地方自治体に対し、半径3km圏内の居住者等の避難及び3km~10km圏内の居住者等は屋内に退避することを指示したが、その後、避難指示の対象範囲は次々と広がり、平成23年3月15日までには、双葉エリアのほぼ全域が避難区域及び屋内退避区域に設定された。



平成23年4月22日には改めて双葉町・大熊町・富岡町の全域と浪江町・葛尾村・川内村・楢葉町の一部が警戒区域に、浪江町・葛尾村の一部が計画的避難区域に、そして、広野町の全域と川内村・楢葉町の一部が緊急時避難準備区域に設定された。その後、川内村に1箇所特定避難勧奨地点が設定されていたが、平成24年12月14日に解除された。緊急時避難準備区域は平成23年9月30日に解除されたものの、今なお8町村の住民の多くが避難を余儀なくされている。

- ○県内外で多くの住民が避難生活を送っている。県外避難先は北海道から沖縄まで分散している。住民は放射線被ばくの不安を抱えるとともに、家族の分断や慣れない避難先での孤立による精神的苦痛や避難生活に伴う経済的負担の増加、生活不安等が生じており、県内外の避難先における住民の支援ときずなの維持を図ること等が課題となっている。
- ○役場機能も県内外に移転しており、避難先における役場機能の維持、県内外に分散した住民 に対する行政サービスの提供、地震・津波被害と原子力災害への対応等を同時に進めている ことから、町村の復旧・復興の取組を国とともに強力に進めていく必要がある。
- ○緊急時避難準備区域の解除を受け、川内村、広野町では住民の帰還のための環境の整備を進めている。
- ○楢葉町では、2年間実施する除染の状況を見極めながら住民の帰還について判断するとしている。
- 〇避難指示区域においては、インフラ調査など生活環境の復旧に向けた取組や国による除染が 開始されている。
- 〇広野町は、町が平成23年3月13日に発令した避難指示について平成24年3月31日に 解除した。川内村は平成24年4月1日に、楢葉町は平成24年8月10日に、大熊町は平 成24年12月10日に警戒区域の見直しが行われた。なお、富岡町、双葉町、浪江町、葛 尾村についても、現在区域見直しに向けた協議が進められている。

[被災住民・被災市町村の受入れ]

○緊急時避難準備区域が解除された地域については、避難指示区域等での生活再建の準備のための居住者を受け入れるため、これらに対応する住環境の整備や、教育、医療、福祉などの公共サービス提供等の受入態勢整備及び雇用の確保が課題となっている。

(2)復興の取組

○双葉エリアは、5 町 2 村が警戒区域及び計画的避難区域に設定され、その後区域見直しが進められているものの、依然として県内でも特に困難な状況に置かれている。こうした中、各町村は、多くの悩みを抱えながらそれぞれに、あるいは、双葉地方町村会の場や県と国との協議の場等を用いて、復興に向けた検討や取組を進めている。県は、各町村と緊密に協議を行うとともに、福島県復興の最重要課題として双葉地方町村の復興に臨み、一日も早い双葉エリアの復興に向けて全庁を挙げて取り組む。

①環境回復

- ・環境放射線等モニタリングを充実・強化する。
- ・徹底した除染により、美しく豊かなふるさとを再生する。
- 廃棄物の処理を進める。
- ・原子力発電所周辺地域の安全監視を徹底する。

< 関連する重点プロジェクト>

■ 重点1「環境回復プロジェクト」

<具体的な取組>

「モニタリング〕

- ○5 kmメッシュごとに設置した計約140台の可搬型モニタリングポストと、子どもたちの安全・安心確保のため、学校や保育施設等に設置した計約30台のリアルタイム線量測定システムにより、環境放射線の状況を把握し、わかりやすく測定結果を公開する。
- 〇住民の身近な公共施設等に整備した食品等の放射性物質簡易測定機器により、住民自らが検 査し確認できる体制を構築する。

[除染]

- 〇関係機関と連携し、除染計画を策定・実施する町村とともに、放射性物質に汚染された生活 圏・農地・森林等について、除染により計画的に放射線量を低減させる。
- 〇除染特別地域において、県は、町村と連携して国による除染を促進し、域内の放射線量を低減させる。
- ○仮置場の設置については、住民説明会や現地視察会等の住民理解を促進する取組を行う。

[廃棄物の処理]

- 〇地域住民の理解を得ながら災害廃棄物の処理を進めるとともに、放射性セシウム濃度が1キログラムあたり8,000ベクレルを超える指定廃棄物について、国に早期処理を求める。
- 〇国が廃棄物処理を行う汚染廃棄物対策地域については、早急に取り組むよう町村とともに国 に働きかける。

[食品、飲料水の安全確保]

- 〇米や野菜、魚など農林水産物や加工食品の放射性物質を徹底的に検査・分析し、安全・安心な農林水産物や加工食品の流通を確保するとともに、消費者に向けてわかりやすく情報発信を行う。
- 〇飲料水の安全性を確保するため、水源の種類や環境放射線等の状況を考慮した定期的な放射 性物質検査を実施する。

[原子力防災拠点]

〇国に対し、廃炉に向けた取組を進める原子力発電所にかかる新たな原子力防災拠点施設の設置 要請する。

[原子力発電所に関する監視]

- 〇原子力発電所の立入調査や環境放射能の監視測定等を継続的に行うことにより、廃炉に至る まで周辺地域の安全監視を徹底する。
- ○中長期ロードマップ等に基づく国及び東京電力の廃炉に向けた取組状況について、県民と専門家の2つの目線で確認する安全監視組織を設置し、取組の進捗状況や廃炉作業従事者の健康管理等を監視するとともに、県民への分かりやすい情報提供を充実する。
- 〇関係機関とも協議の上、安全確保協定を見直し、東京電力の廃炉に向けた取組について、安全確認の仕組みを再構築する等、更なる監視態勢の強化を図る。

[廃炉に向けた取組]

〇安全かつ安定的な廃炉処理を確実に進めるために、廃炉に関する研究及び人材育成のための 機関を誘致するとともに、廃炉に向けた関連産業の育成を図る。

②健康、教育

- 県民の健康を見守り、心身の健康の維持・増進を図る。
- 医療福祉提供体制の再構築を図る。
- 子どもたちの教育環境等の充実に努める。
- ・放射線に関する知識の普及に取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

▼重点 3「県民の心身の健康を守るプロジェクト」

▶ 重点 4「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」

<具体的な取組>

[健康管理調查]

〇県民健康管理調査により長期にわたり県民の健康を見守るとともに、疾病の早期発見・早期 治療につなげ、将来にわたる健康の増進を図る。

[被災者の心身の健康保持]

〇仮設住宅や借上住宅で避難生活を余儀なくされている被災者や広く原子力災害の影響を受け た県民の心身の健康の保持、増進を図る。

「医療福祉提供体制の再構築]

- 〇町村と協働して、被災した医療機関・福祉施設等の復旧に取り組むとともに、国が設置した 「相双地域等医療・福祉復興支援センター」との連携を図りながら、全国組織への医療支援 の要請や震災により離職した医療従事者等の再雇用の支援など、医師・看護師等を始めとす る医療福祉従事者の確保・育成を図る。
- 〇福島県立医科大学に設置する放射線医学の研究・治療拠点と、本エリアの医療機関との連携 体制を構築する。
- ○原子力災害により延期されている県立大野病院と双葉厚生病院の統合について、原子力発電 所事故収束後の原発周辺地域への立入規制の動向、住民の帰還状況や医療需要を見極めると ともに、浜通り地方医療復興計画に基づき実施する双葉地域における医療提供体制の再構築 も考慮しながら、方向性を検討し、地域に必要な医療需要に応えられる体制の整備を図る。
- ○避難指示解除(準備)区域における医療福祉提供体制を整備する。

[教育環境等の整備]

- ○各地域において再開している学校等について、被災児童等の就学・通学支援、スクールカウンセラー等の派遣、教員の適正配置、学校施設等の復旧、サテライト校の集約に伴う宿泊施設の確保など、長期避難にも対応した教育環境の整備を図る。
- 〇避難指示区域等内にある学校等について、解除後の早期再開を図るとともに、教育環境の充 実に努める。
- 〇(財)日本サッカー協会人材育成プログラムと連携して展開してきた国際人として社会をリードする人づくりを目指す「双葉地区教育構想」の双葉エリアにおける再開を目指す。
- ○安心して子どもを遊ばせることができる屋内施設等の整備を推進する。

[放射線に関する知識の普及]

○放射線に関する正確な知識を住民と共有するための講習会等を開催する。

③生活再建

- ・被災者が安心して暮らすことができる環境を整備するとともに、雇用の確保に努め、生活再 建に取り組む。
- 町村とともに、警戒区域等の解除に向けた取組を推進する。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点 2「生活再建支援プロジェクト」

・重点 9「ふくしま・きずなづくりプロジェクト」

<具体的な取組>

[情報発信]

○被災者に対して、行政情報や生活支援、復旧・復興状況の情報を提供する。

[生活再建支援ときずなづくり]

- 〇避難先において、仮設住宅等における住環境の整備や避難者相互や地域住民等とのきずなづくりを図りコミュニティの確保をするとともに、仮設住宅等への電子回覧板等による情報発信など、避難者への情報提供・きずなの維持に取り組む。加えて、避難先での就職を希望する避難者に対し、きめ細かな就職支援を行うとともに、緊急雇用創出事業の活用や、事業再開、企業の新増設、新産業創出等の促進により、雇用の確保・創出に努める。
- 〇社会福祉協議会やNPO等の民間団体による、被災者の生活再建やふるさととのきずなづく りに向けた活動について連携して取り組む。

[防犯・防火]

- 〇避難指示区域等の立入規制や警戒、警ら活動を継続して行い、治安の維持と避難者の安心を 確保する。
- 〇楢葉町に設置した双葉署の臨時庁舎を拠点として、区域見直しに対応した治安態勢を強化する。
- ○県内各消防本部による広域応援体制を整備し、警戒区域等内での大規模火災に備える。

[住宅再建の推進]

- ○生活再建に向けて、被災者の住宅再建(新築・改修・購入)を進める。
- 〇既存住宅の耐震化を促進し、安全で安心できる住まいづくりを推進する。

[自治体連携体制の構築]

- 〇必要に応じ、事務の共同処理及び委託等、町村間または町村と県など自治体間における業務 連携の検討及び調整を行う。
- 〇市町村の復興・再生に係る事業の円滑な推進に向け、人的支援等による執行体制の強化とと もに必要な財源の確保に連携して取り組む。

[長期避難者等の生活拠点の整備]

- ○復興公営住宅について自らの区域外に整備を希望する自治体と、国、県、受入市との協議の場を設けて避難・受入市町村の意向・課題の確認、調整を行った上で、住民ニーズを踏まえた復興公営住宅の整備を迅速に進める。
- 〇生活拠点に必要となる機能の整備に当たっては、避難中の生活拠点にかかる協議や、復興公 営住宅の整備状況を踏まえ検討していく。
- ○戻りたくとも戻れない避難者に対し、その状況に応じて、安定的な生活が再構築できるよう、 住宅の確保、雇用の創出等に取り組む。

[作業員等の宿舎確保]

○復興に従事する作業員等の宿舎の確保を図る。

「帰還支援」

- ○公共インフラの復旧状況等、帰還に向けた取組を情報発信する。
- 〇町村ごとではもとより同一町村の中でも、地震・津波被害、放射線量等の状況が大きく異なっており、住民の帰還に向けては、これらの状況に応じて各町村で様々な方法が検討されている。区域見直し後、速やかに帰還することを目指す町村、町村内外に一定期間集合して居住せざるを得ない町村等がある。それぞれの構想を尊重しながら、国や町村とともに、帰還のための環境整備に関する課題を整理するとともにその解決に取り組み、住民や事業所の帰還を加速させる。
- 〇双葉地方広域市町村圏組合が実施するごみ処理を始めとした生活インフラ事業等の再開に向けた取組を支援するとともに、組合が実施するインフラ復旧の課題について、国とともに解決に向けて協議しながら、帰還のための環境整備を加速させる。
- ○区域見直し後、帰還を進める町村と連携し、地域全体の復興再生に向けた取組を行う。

[原子力損害賠償の促進]

〇原子力災害に伴って生じた全ての損害について、被害者の立場に立った賠償が実現し、1日 も早く元の生活が再建できるよう、様々な取組を行う。

[区域の見直し]

〇町村とともに、住民帰還に向けた方針等の策定及び実施に積極的に取り組むとともに、区域 の見直しに当たっては、国に対して、町村の意向を考慮しつつ、地域の状況を踏まえ十分に 協議した上で判断するよう要請する。

④産業の再生及び創出

- ・農林水産業、製造業、商業、観光業を始め、あらゆる分野の産業が地震や津波、原子力災害及び風評により存亡の危機に立たされており、これらを大震災前の状況に戻すとともに、 環境と共生した新たな時代を牽引する産業づくりに取り組む。
- ・ 避難のための移転を余儀なくされた農林漁業者・商工事業者等の帰還と事業再開を進める。
- 帰還後の住民の安全・安心な暮らしを支える産業の再生に取り組む。

く関連する重点プロジェクト>

● 重点 5「農林水産業再生プロジェクト」

● 重点 6「中小企業等復興プロジェクト」

● 重点 7「再生可能エネルギー推進プロジェクト」

<具体的な取組>

[農林水産業の再生]

- ○生産性の飛躍的向上を図るため、担い手への農地集積による土地利用型農業の大規模化、太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギーを活用した植物工場を始めとした施設園芸の導入、その経営を担う農業法人の育成など、新たな経営・生産方式の導入を推進する。
- ○花き・種苗など非食用作物等への転換を検討するとともに、導入を図る。
- ○家畜の衛生対策等を図るとともに、畜産業の再生を図るため、優良繁殖牛や乳用牛の導入、 安全な粗飼料の確保を推進する。
- 〇森林・林業の再生を図るため、継続的なモニタリングの実施と間伐等の森林施業による放射 性物質の除去・低減を進める。
- ○漁業協同組合や地元自治体との協議を密にしながら、漁業生産関連施設等の復旧・整備を図る。
- 〇線量の高い地域においては、バイオマス燃料用作物の栽培・燃料化等の可能性について調査 を行う。
- ○避難農業者の避難先での営農再開に向けた取組を行う。

[事業再開等への支援]

○避難のための移転を余儀なくされた農林漁業者・商工事業者等の帰還と事業再開に取り組む。

- ○大震災により多大な影響を受けた企業に対し、商工団体等と連携し経営相談を行うとともに、 事業再開・継続に要する経費の補助や資金融資などにより、事業再建に取り組む。
- ○避難した事業者が避難先で事業を再開し継続していくための取組を進める。
- ○緊急雇用創出事業を活用した雇用創出により、可能な限り被災者の就業の場の確保に努める。
- 〇町村、商工団体等との連携を図りながら、民間サービスの再開を始め、買い物環境や交通手 段の確保など生活環境の整備に取り組む。
- 〇避難解除区域における課税の特例措置(福島復興再生特別措置法)の活用を促進し、避難等 指示の対象となった区域に震災時において事業所を有していた事業者が、避難解除区域にお いて事業を再開・継続し、また、同区域に帰還することを促進する。

「産業人材の育成」

〇テクノアカデミーを始め、各種専門学校・専門高校等における職業教育の充実に努めるほか、 先進分野に対応した基盤的製造技術の高度化を図る研修事業(技塾等)を実施するなど地域 産業のニーズを踏まえて人材育成を進める。また、生徒募集が停止されている公立双葉准看 護学院の学生に対する支援を含めた同学院の今後の取組に対しては町村等と協議しながら進 める。

[産業振興の推進]

- 〇工業団地造成費用利子補給制度の活用等により、新たな工業団地の整備を促進する。また、 企業立地補助金制度の活用等により、企業立地を推進する。
- 〇ふくしま産業復興投資促進特区により、復興特区制度による課税の特例措置(東日本大震災 復興特別区域法・福島復興再生特別措置法)の活用を促進し、ものづくり産業の早期復興・ 更なる産業振興を推進する。
- 〇環境回復に係る取組を進めるほか、再生可能エネルギー関連産業などの集積を推進し、原子 力産業に代わる新たな雇用の創出を図る。
- 〇事業を再開した事業者や組合等と連携して新しい製造技術や市場性の高い商品の開発を推進 する。
- 〇ハイテクプラザ等において、放射線低減に係る技術開発に取り組み、関連する企業へ技術移 転を行う。

[再生可能エネルギーの導入等の推進]

- 〇再生可能エネルギーの研究開発拠点と連携し、本エリアにおいてポテンシャルの高い太陽光 や風力発電などの先進地として再生可能エネルギーの導入を図るとともに、研究施設の誘致 活動を展開する。
- ○木質バイオマス資源の活用施設を整備し、管内の間伐材、枝葉等の有効利用を進めるととも に、森林内の放射性物質を低減を図る取組を推進する。

[観光交流の推進]

○サッカー界初のナショナルトレーニングセンターであるJヴィレッジ (楢葉町・広野町) は、原子力発電所事故収束に向けた前線基地として利用されているが、原発事故収束後の状況をみながら迅速な除染を進め復興のシンボルとして早期の再開を目指す。

⑤地震・津波被害への対応

・本エリアでは、地震・津波による甚大な被害が発生した。避難区域等の見直しを踏まえながら、生活に必要な被災施設の復旧を行うとともに、「減災」という視点から、ハード面の整備はもとより、ソフト面の防災対策を充実させ、地域の総合的な防災機能の向上を図る。

<関連する重点プロジェクト>

■ 重点11「津波被災地等復興まちづくりプロジェクト」

<具体的な取組>

「土地利用」

○津波により甚大な被害を受けた地域については、住民の命を最優先に考え、海岸堤防の嵩上げや、防災緑地、海岸防災林(防潮林)、道路等を組み合わせた多重防御によるハード整備と、 災害危険区域の指定や避難計画の強化等のソフト対策を複合的に検討し、国、県、町が緊密 に連携しながら災害に強いまちづくりを進める。

[家屋の移転事業の推進]

〇被災した住民の意向を基本にしながら、防災集団移転事業や土地区画整理事業等について早期の事業化を図る。

[インフラの復旧]

- ○警戒区域等内における生活、交通、産業に係るインフラの被害状況の把握に努め、避難指示 区域等の見直しを踏まえながら、インフラの早期復旧に努める。
- 〇国と連携し、がれきなど災害廃棄物の早期処理を推進する。また、漁場生産力の回復のため、 町とともに、漁場に堆積した壊れた建物等の回収等の取組を推進する。
- 〇沿岸部の復旧においては、町村の策定するまちづくりや土地利用の方針を勘案し、多重防御 によるハード整備等、総合的な防災力の向上に取り組む。
- 〇海岸堤防は、「頻度の高い津波」や「高潮波浪」を考慮し、富岡より南側は堤防高 8.7m、北側は 7.2m を基本として、概ね平成27年度まで(避難指示区域と警戒区域は事業に着手してから概ね5年以内)に整備を行う。

〇請戸漁港、富岡漁港については、区域の見直し状況を踏まえ、準備が整い次第災害査定を実施し、岸壁などの主要な施設については、着手後概ね3箇年での本復旧を目指す。

[公共サービスの復旧支援]

〇避難指示区域内に所在する施設により行われていた、ごみ、し尿処理、下水処理や水道事業 等の公共サービスについて、町村等とともに復旧又は代替機能の確保等に取り組む。

[防災対策]

- 〇避難情報等が住民に迅速かつ確実に伝達できる体制を整備するとともに、大規模災害発生時 に市町村等へ情報連絡員を派遣する。
- 〇消防団員の確保や教育訓練の充実を図るとともに、自主防災組織の活性化や住民に対する防 災意識の啓発等により地域防災力の向上を図る。
- ○災害発生時に備え、物資の確保体制を強化する。

[ふるさとの景観の再生、魅力向上]

〇地域の伝統文化やふくしまらしさを未来につなぐため、損傷を受けた歴史的建造物や文化財 等の復旧や津波被害地区等のまちなみ景観再生等を推進する。

⑥復興を支援する交通網の整備

・避難指示区域の解除に伴い帰還する住民の生活に必要となる、他エリアへの通勤による雇用 確保や医療提供体制の確保のためにも、浜通りの復興の基盤となる「浜通り軸」の早急な 復旧・整備と、生活を支援する道路を整備するとともに、浜通りと中通りをつなぐ東西連 携道路等、災害に強い道路ネットワークを構築する。

<関連する重点プロジェクト>

■点12「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」

<具体的な取組>

[道路]

〇「浜通り軸」である常磐自動車道の常磐富岡以北(常磐富岡〜山元間)については、平成 26年度の完成予定年(ただし、常磐富岡〜浪江間は平成26年度を目指す他の区間から大 きく遅れることのない時期)にこだわることなく、一日も早い全線供用に向けて、国や関係 市町村、NEXCO東日本等と連携し整備促進に努める。また、避難指示区域等の早期の復旧・ 復興を支援するため、常磐自動車道への追加ICの設置に向けた検討を進める。

- ○「本県の復興に向けた戦略的道路整備」として、双葉エリアと中通りエリアを結ぶ国道11 4号や288号、県道小野富岡線等、また、双葉エリアといわきエリアを結ぶ国道399号 等の整備を重点的に進める。
- 〇双葉エリアにおける将来の復興の姿「原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・ 自治体に対する国の取組方針」(グランドデザイン)等を踏まえながら、必要となる道路網に ついての検討を進める。

「鉄道]

- ○広野駅以北が不通となっているJR常磐線について、警戒区域や避難指示区域内の詳細な被害状況の把握に努めるとともに、被災町の復興計画等の策定状況や原子力発電所事故による影響の収束状況を見ながら、地元町やJR東日本、国等と連携して、運転を再開する区間を順次延伸しながら早期復旧に向けて取り組む。また、原ルートでの復旧が困難な区間については、早期復旧の具体化を進める中で、ルート変更や線形改良、道路との立体交差等による基盤強化を図る。
- 〇将来的には、JR 常磐線の複線化を含めた高速鉄道化、快適化について検討を進める。

[路線バス等]

〇避難指示区域等の見直しを踏まえて、住民の生活の足として利便性の向上が図られるよう路線バス等の生活交通の確保を推進する。

3 いわきエリア

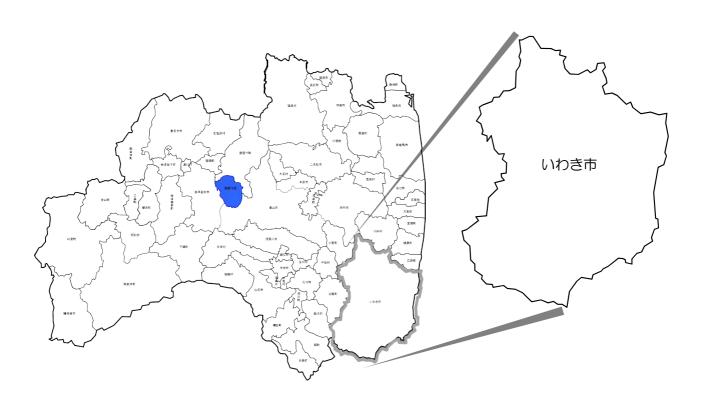
復興へ向けた考え方

いわきエリアにおいては、地震・津波・原子力災害による複合災害を克服し、復旧・復興へ向けたまちづくりの取組を強力に推進する。

特に、地域特性を生かして洋上風力発電の導入に向けた検討を行うなど、再生可能エネルギーの推進を図るとともに、国際バルク戦略港湾小名浜港の整備を進めるなど、浜通りの復興拠点地域としていち早く復興を成し遂げることによって、ふくしま全体の復興に結び付ける。また、双葉エリア等から多くの避難者を受け入れており、いわき市及び避難元自治体との連携協力を進めながら、受け入れに伴う様々な課題の解消に取り組む。

[位置•面積]

〇いわきエリアは、県の東部・浜通り地方の南側に位置し、西は阿武隈高地、東は太平洋に面し、総面積 1,231km²、年間日照が 2,000 時間を超える温暖な地域である。



(1)現状と課題

[主な地震・津波被害]

- ○平成23年3月11日、震度6弱を観測。同年4月11日及び12日、震度6弱を観測。死者441人。住家全半壊40,419棟(平成24年12月25日現在)。
- ○津波の浸水面積は 15km²に及んでいる。住家のほか、 水道やガスなどのライフライン施設が大きな被害を受け、 特に平成23年3月及び4月の地震により断水が長期に わたるなど住民生活に大きな支障が生じた。
- 〇宅地も含め多くの箇所で土砂災害が発生し、道路等が損壊したほか、港湾・漁港・海岸堤防等のインフラが被災した。農地・農業用施設、水産業関連施設、林道・治山施設などにも甚大な被害が生じており、被災者に対する支援及びインフラ等の早期の復旧・回復に取り組むとともに、特に津波被害の甚大であった沿岸部のまちづくりにおいては、「減災」の考え方を基本とし、地域住民と地域の将来像を共有しながら新たな災害に強いまちづくりを進めていくことが課題となっている。



[原子力災害に伴う影響]

- 〇原子力発電所事故発生当初は一部地域が屋内退避区域に設定されたが、平成23年4月22 日に解除されている。
- 〇住民は放射線の影響に対する不安を抱えており、環境放射線等のモニタリング、徹底した除 染の実施、住民の健康の保持・増進に取り組む必要がある。
- 〇農林水産業を始めあらゆる産業が原子力災害と風評などの打撃を受け、これらを克服する産業づくりが課題となっている。

[被災住民・被災市町村の受入れ]

〇いわきエリアには、仮設住宅や借上住宅等により約2万9千人の避難者を受入れており、双 葉エリアの住民を中心に増加傾向が続いている。また、楢葉町が役場機能を設置しているほ か、いわき市に居住する避難住民の多い富岡町、大熊町、浪江町が平成24年12月現在も 出張所等を設置している。居住人口の急増に対応する住環境の整備や、教育、保健、医療、 福祉などの公共サービス提供等の受入態勢整備及び雇用の確保が課題となっている。

(2)復興の取組

①環境回復

- 環境放射線等モニタリングを充実・強化する。
- ・徹底した除染により美しく豊かなふるさとを再生する。
- ・ 廃棄物の処理を進める。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点 1「環境回復プロジェクト」

<具体的な取組>

[モニタリング]

- ○5kmメッシュごとに設置した計約50台の可搬型モニタリングポストと、子どもたちの安全・ 安心確保のために学校や保育施設等に設置した計約420台のリアルタイム線量測定システムにより、環境放射線の状況を把握し、わかりやすく測定結果を公開する。
- 〇住民の身近な公共施設等に整備した食品等の放射性物質簡易測定機器により、住民自らが検 査し確認できる体制を構築する。

[除染]

- 〇関係機関と連携し、除染計画を策定・実施するいわき市とともに、放射性物質に汚染された 生活圏・農地・森林等について、除染により計画的に放射線量を低減させる。
- ○仮置場の設置については、住民説明会や現地視察会等の住民理解を促進する取組を行う。

[廃棄物の処理]

〇地域住民の理解を得ながら災害廃棄物の処理を進めるとともに、放射性セシウム濃度が1キログラムあたり8,000ベクレルを超える指定廃棄物について、国に早期処理を求める。

[食品の安全確保]

〇米や野菜、魚など農林水産物や加工食品の放射性物質を徹底的に検査・分析し、安全・安心な農林水産物や加工食品の流通を確保するとともに、消費者に向けてわかりやすく情報発信を行う。

②健康、教育

- ・県民の健康を見守り、心身の健康の維持・増進を図る。
- 避難指示区域などからの避難者が多く、居住人口が増加していることから、医療福祉提供体制の回復及び充実・強化を図る。
- 子どもたちの教育環境等の充実に努める。
- ・放射線に関する知識の普及に取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点 3「県民の心身の健康を守るプロジェクト」

▶ 重点 4「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」

<具体的な取組>

「健康管理調查」

〇県民健康管理調査により長期にわたり県民の健康を見守るとともに、疾病の早期発見・早期 治療につなげ、将来にわたる健康の増進を図る。

[被災者の心身の健康保持]

〇仮設住宅や借上住宅で避難生活を余儀なくされている被災者や広く原子力災害の影響を受け た県民の心身の健康の保持、増進を図る。

[医療福祉提供体制の回復及び充実・強化]

- ○国が設置した「相双地域等医療・福祉復興支援センター」との連携を図りながら、全国組織への医療支援の要請や震災により離職した医療従事者等の再雇用等、医師・看護師を始めとする医療人材や福祉人材を確保・育成する。
- ○医療機関の役割分担と機能強化、医療機関相互及び医療と介護の連携促進を図る。
- 〇医療福祉等の提供体制の充実・強化を図るほか、仮設施設の整備にあたり双葉郡との広域調整を図る。
- 〇いわきエリアにおいて中核となる総合磐城共立病院については、双葉エリアの医療確保にも 重要な役割を担っており、三次救急医療等の機能強化を図るため、新病院の整備を進める。
- 〇福島県立医科大学に設置する放射線医学の研究・治療拠点と本エリアの中核的医療機関との 連携体制の構築を図る。

[教育環境等の整備]

- 〇被災児童等の就学・通学支援、スクールカウンセラー等の派遣、教員の適正配置、学校施設 の復旧、サテライト校の教育環境の充実を図る。
- ○安心して子どもを遊ばせることができる屋内施設等の整備を推進する。

[放射線に関する知識の普及]

○放射線に関する正確な知識を住民と共有するため、講習会等を開催する。

③生活再建

・地震・津波による被災者や避難指示区域等からの避難者が安心して暮らすことができる環境 を整備するとともに、雇用の維持・確保に努め、生活再建に取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点 2「生活再建支援プロジェクト」

●重点 9「ふくしま・きずなづくりプロジェクト」

<具体的な取組>

[情報発信]

○被災者に対して、行政情報や生活支援、復旧・復興状況等に関連した情報を提供する。

[生活再建支援ときずなづくり]

- 〇仮設住宅等における住環境の整備や避難者相互や地域住民などとのきずなづくりを図りコミュニティの確保をするとともに、被災者が安心して暮らすことができる環境を整備する。加えて、避難先での就職を希望する避難者に対し、きめ細かな就職支援を行うとともに、緊急雇用創出事業の活用や、事業再開、企業の新増設、新産業創出等の促進により、雇用の確保・創出に努める。
- 〇社会福祉協議会やNPO等の民間団体による、被災者の生活再建やふるさととのきずなづく りに向けた活動について連携して取り組む。

[防犯]

○仮設住宅やその周辺地域における巡回パトロールや警察安全相談、交通安全対策等を実施する。

[住宅再建の推進]

- 〇生活再建に向けて、被災者の住宅再建(新築・改修・購入)を進める。
- 〇既存住宅の耐震化を促進し、安全で安心できる住まいづくりを推進する。

[自治体連携体制の構築]

〇いわき市は、地震・津波による大きな被害を受けるとともに、原発避難者特例法の指定市町村に指定されている。加えて、双葉エリアをはじめとした避難指示区域からの避難者を受け入れ、その対応に当たっている。原発避難者特例法による事務の執行等に関し、避難元町村及びいわき市ととともに、意向や課題の確認・調整を行いながら、自治体間の相互援助体制を構築する。

[受入自治体との連携した取組]

〇本エリアは、地震・津波の被災地であると同時に避難指示区域等の住民を受け入れていることを踏まえ、いわき市の地震・津波からの復興及び再生に係る事業の円滑な推進と避難者の受け入れによる居住人口の増加に対応し、行政サービスを円滑に提供できるよう人的支援等により市の執行体制の強化を図るとともに、必要な財源の確保に連携して取り組む。

[長期避難者等の生活拠点の整備]

- ○復興公営住宅について自らの区域外に整備を希望する自治体と、国、県、受入市との協議の場を設けて避難・受入市町村の意向・課題の確認、調整を行った上で、住民ニーズを踏まえた復興公営住宅の整備を迅速に進める。
- 〇生活拠点に必要となる機能の整備に当たっては、避難中の生活拠点にかかる協議や、復興公 営住宅の整備状況を踏まえ検討していく。

[作業員等の宿舎確保]

○復興に従事する作業員等の宿舎の確保を図る。

[原子力損害賠償の促進]

〇原子力災害に伴って生じた全ての損害について、被害者の立場に立った賠償が実現し、1日 も早く元の生活が再建できるよう、様々な取組を行う。

④産業の再生及び創出

・農林水産業、製造業、商業、観光業を始め、あらゆる分野の産業が地震や津波、原子力災害及び風評により大きな被害を受けており、これらを大震災前の状況に戻すとともに、環境と共生した新たな時代を牽引する産業づくりに取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点 5「農林水産業再生プロジェクト」

● 重点 6「中小企業等復興プロジェクト」

● 重点 7「再生可能エネルギー推進プロジェクト」

▶ 重点 10「ふくしまの観光交流プロジェクト」

<具体的な取組>

「農林水産業の再生]

- 〇生産性の飛躍的向上を図るため、ほ場の大区画化等の基盤整備と担い手への集積を進めると ともに、冬季温暖で日照量が豊富な気象条件を生かした大規模施設園芸の導入、その経営を 担う農業法人の育成など、新たな経営・生産方式の導入を推進する。
- 〇農林水産業とその他産業の連携・融合により、農林水産物の付加価値を高める地域産業6次 化を推進する。
- ○畜産業の再生を図るため、優良繁殖牛や乳用牛の導入、安全な粗飼料の確保を推進する。
- 〇森林・林業の再生を図るため、増大が見込まれる木材の復興需要に対応した供給体制の整備 を推進する。
- 〇沿岸漁業の操業再開に向けた取組を進めるとともに、カツオ・サンマ等沖合性魚類の水揚げ 量の拡大による地域の活性化を図るため、県外船の誘致を図る取組を推進する。
- 〇アワビなど漁業者ニーズが高い種苗の生産を再開し、つくり育てる漁業の再構築を推進する。
- ○避難農業者の避難先での営農再開に向けた取組を進める。

「商工業の再生」

- 〇津波被害により事業再開が遅れている事業者をはじめ、被災事業者の事業再建に関する取組 を進める。また、中心市街地の商業機能の回復と活性化に取り組む。
- 〇避難した事業者が避難先で事業を再開し継続していくための取組を進める。

[産業人材の育成]

〇テクノアカデミーを始め、各種専門学校・専門高校等における職業教育の充実に努めるほか、 先進分野に対応した基盤的製造技術の高度化を図る研修事業(技塾等)を実施するなど地域 産業のニーズを踏まえて人材育成を進める。

[産業振興の推進]

- 〇工業団地造成費用利子補給制度の活用等により、新たな工業団地の整備を促進する。また、 企業立地補助金制度の活用等により、企業立地を推進する。
- 〇ふくしま産業復興投資促進特区等により、復興特区制度による課税の特例措置(東日本大震 災復興特別区域法・福島復興再生特別措置法)の活用を促進し、ものづくり産業の早期復興・ 更なる産業振興を推進する。
- 〇国際バルク戦略港湾の選定を受けた小名浜港を活用し、再生可能エネルギー関連産業の集積 を進め、雇用の創出を目指す。
- 〇水産加工業など当地の地場産業の振興のため、事業者や組合等と連携して新しい製造技術や 市場性の高い商品の開発を推進する。

[再生可能エネルギーの導入等の推進]

- ○再生可能エネルギーの研究開発拠点と連携し、本エリアにおいてポテンシャルの高い太陽光 発電などの先進地域として再生可能エネルギー等の導入を図る。また、スマートコミュニティ等の取組を進める。
- 〇特に、洋上風力発電について、国・市・事業者等と連携・調整を図るとともに、研究、試験 を行う拠点の整備を目指す。

「観光交流の推進」

- 〇いわきの温暖な気候を生かし、スポーツ等の大会やイベントによる観光振興を始め、定住・ 二地域居住、グリーン・ツーリズム等の多様な交流を推進する。
- ○アクアマリンふくしま等の観光施設を活用するとともに、フラダンス等の地域資源を活用し 新たな観光振興を図る。

⑤地震・津波被害への対応

・本エリアは、平成23年3月11日の地震・津波に加え、同年4月に発生した余震等により、甚大な被害を受けている。そこで、被災施設の復旧を行うとともに、「減災」という視点から、ハード面の整備はもとより、ソフト面の防災対策を充実させ、地域の総合的な防災機能の向上を図る。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点11「津波被災地等復興まちづくりプロジェクト」

<具体的な取組>

[土地利用]

- ○津波により甚大な被害を受けた地域については、平坦地の区域や背後地が丘陵地や山林である区域等、区域毎に土地利用形態が異なることから、住民の意見を丁寧に聴きながら、海岸堤防の嵩上げや、防災緑地、道路などを組み合わせた多重防御によるハード整備やソフト対策などを複合的に検討し、国・県・市が緊密に連携して災害に強いまちづくりを行う。
- 〇小名浜港の背後地においては、アクアマリンパークとの連携によるにぎわい創出のため、幹線道路の整備を推進する等、港と市街地が一体となったまちづくりを進める。

[家屋の移転事業の推進]

〇被災した住民の意向や各地区のまちづくりの方針、市の考え方を基本に防災集団移転事業や 土地区画整理事業等を推進する。

「土砂災害への対応〕

〇土砂災害により、人家や公共施設等に被害が生じた箇所で今後も被害が拡大するおそれのある る箇所において、緊急的に対策工事を行う。

[インフラの復旧]

- 〇がれき等災害廃棄物の早期処理を進める。また、がれきの回収等を市や事業者と連携して進め、漁場生産力の回復を図る。
- 〇土木施設等の早期復旧に努め、概ね平成25年度から平成27年度までの完成を目指す。
- 〇海岸堤防高は、「頻度の高い津波」や「高潮波浪」を考慮し、久之浜港より北側は高さ8.7m、 南側は7.2mを基本として概ね平成27年度までに整備を行う。
- 〇物流、工業、漁業、観光等の様々な経済活動の拠点である重要港湾小名浜港は、概ね平成 24年度までを目途に主要な岸壁や係留施設、荷役機械等の復旧を完了し、概ね平成25年 度までに港湾施設の復旧を目指す。
- 〇主要漁港である小名浜港漁港区については、水産加工業の原料確保や流通拠点として水産加工施設(冷凍、冷蔵施設)等を概ね平成25年度までに復旧する。また、岸壁などの主要な施設についても概ね平成25年度まで、その他については概ね平成27年度までの本復旧を目指す。
- 〇地方港湾である江名港、中之作港について、岸壁などの主要な施設については概ね平成25 年度までの本復旧を目指す。
- 〇久之浜漁港、四倉漁港、豊間漁港、小浜漁港、勿来漁港については、漁港間の機能分担を図りつつ、産地市場や水産業関連施設等の効率的な復旧を進め、岸壁などの主要な施設については概ね平成25年度までの本復旧を目指す。

〇農地・農業用施設等の災害復旧を概ね平成26年度まで、「復興基盤総合整備事業」による大区画は場整備(下仁井田、夏井、錦・関田地区)を概ね平成27年度までに完了し、生産基盤の復旧を推進する。

[防災対策]

- 〇避難情報等が住民に迅速かつ確実に伝達できる体制を整備するとともに、大規模災害発生時 に市町村等へ情報連絡員を派遣する。
- 〇消防団員の確保や教育訓練の充実を図るとともに、自主防災組織の活性化や住民に対する防 災意識の啓発等により地域防災力の向上を図る。
- ○災害発生時に備え、物資の確保体制を強化する。

[ふるさとの景観の再生、魅力向上]

〇地域の伝統文化やふくしまらしさを未来につなぐため、損傷を受けた歴史的建造物や文化財 等の復旧や津波被害地区等のまちなみ景観再生等を推進する。

⑥復興を支援する交通網の整備

・浜通りの復興の基盤となる「浜通り軸」の早期復旧・整備と、生活を支援する道路を整備するとともに、浜通りと中通りをつなぐ東西連携道路など、災害に強い道路ネットワークを構築する。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点12「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」

<具体的な取組>

[道路]

- ○「浜通り軸」である国道6号については、久之浜バイパス・常磐バイパスの整備促進及び勿 来バイパスの事業化を図る。
- 〇「本県の復興に向けた戦略的道路整備」として、双葉エリアといわきエリアを結ぶ国道39 9号や県道小野富岡線、県道吉間田滝根線の整備を重点的に進めるとともに、小名浜港と常 磐自動車道を連携する小名浜道路の事業化を図る。
- 〇いわきエリアと中通りの東西連携及び防災機能を強化するため、国道 49 号(平バイパス、 北好間改良)、国道 289 号や県道いわき石川線等の整備を図る。
- 〇沿岸地域の復興を支援する道路として、各地区のまちづくりの方針に基づき県道豊間四倉線 などの整備を進める。また、必要に応じて防災緑地等との組み合わせにより減災機能を持た せることを検討していく。

[鉄道]

〇将来的には、JR常磐線の複線化(四ツ倉駅以北)を含めた高速鉄道化、快適化について検討を進める。

[路線バス等]

- ○住民の生活の足として利便性の向上が図られるよう路線バス等の生活交通の確保を推進する。
- ○避難者の生活の足として、巡回バス等の生活交通の確保を推進する。

[産業の復興を支援する物流拠点の強化]

〇産業復興を支援するため、国際海上物流の拠点である国際バルク戦略港湾小名浜港において、 東港地区国際物流ターミナルの大水深岸壁等を整備する。

4 中通りエリア

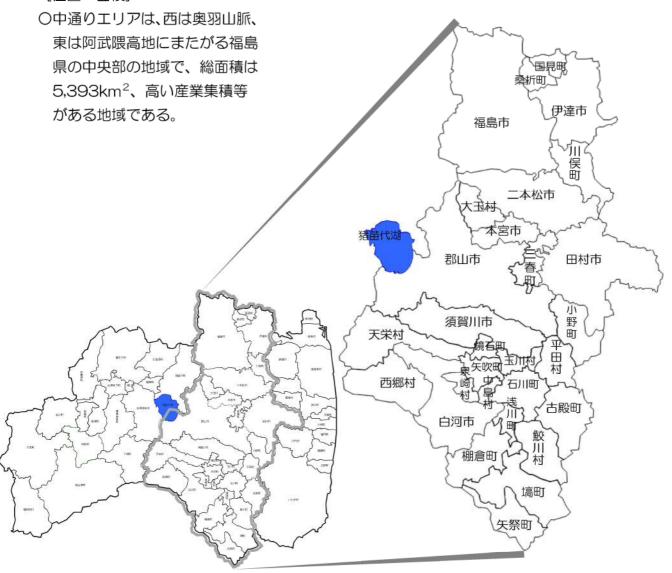
復興へ向けた考え方

中通りエリアにおいては、地震による被害の復旧に加え、あらゆる面で復興の前提となる除 染の取組を強力に推進する。

高い産業集積や高次都市機能の集積及び高速交通体系に恵まれている等の特性を生かして、 県全体の復興を牽引するとともに、被災者支援、雇用確保等の役割を担う。

県は避難指示解除(準備)区域の復旧・復興の取組を加速化するとともに、解除を待つ区域の 帰還に向けた環境整備に全力で取り組む。

[位置•面積]



(1)現状と課題

[主な地震被害]

- 〇平成23年3月11日、中通り地方29市町村のうち27市町村で震度6強から5強を観測。 死者40人、行方不明者1人。住家全半壊 41,333棟(平成24年12月25日現在)。
- 〇地震により多くの住家が被災したほか、白河市葉ノ木平・ザラ久保地区土砂崩れ(死者 14 人)、須賀川市藤沼湖決壊(死者 7 人、行方不明者 1 人)、福島市伏拝地区(あさひ台団地)の法面崩壊(国道4号通行止)、国営かんがい排水事業隈戸川地区パイプライン損壊(鏡石町・矢吹町他)、小峰城の石垣崩落など、中通り全域にわたり、甚大な地震被害が生じた。
- 〇国見町庁舎・川俣町庁舎・郡山市庁舎・須賀川市庁舎、県庁東分庁舎・県郡山合同庁舎北分 庁舎等、自治体庁舎も損壊し、初期の復旧作業に困難をきたした。

[原子力災害に伴う影響]

- 〇田村市に設定されていた緊急時避難準備区域は、平成23年9月30日に解除され、警戒区域については、平成24年4月1日に解除され避難指示解除準備区域に再編された。
- 〇川俣町は、平成23年4月22日に山木屋地区が計画的避難区域が設定され、1か月という短期間での区域外避難を余儀なくされた。なお、現在区域見直しに向けた協議が進められている。
- 〇伊達市には 117 の特定避難勧奨地点が設定 されていたが、平成24年12月14日に解 除された。
- 〇住民は放射線の影響に対する不安を抱えた生活を強いられており、子どもの屋外活動を制限するなどの影響が生じており、環境放射線

福島市

計画的遊雞区域

川俣町

30km

石本松市

田村市

和山市

等のモニタリング、徹底した除染の実施、住民の健康の保持・増進に取り組む必要がある。

〇健康への影響を心配した県内外への避難者が多く、家族の分断、慣れない避難先での孤立による精神的苦痛や避難生活に伴う経済的負担の増大、生活不安などが生じており、避難先における住民の支援ときずなの維持を図ること等が課題となっている。

- ○原子力災害による出荷制限等や風評により、水稲、野菜、モモ、柿などの果樹、畜産等の農 林水産業はもとより、商工業においても観光客の激減や企業の転出等、あらゆる産業が打撃 を受けており、原子力災害を克服する取組が求められている。
- ○福島空港では、国際定期路線(上海便、ソウル便)の運休が続いている。

[被災住民・被災市町村の受入れ]

〇中通りエリアでは、仮設住宅や借上住宅等により約3万9千人の避難者を受け入れているほか、警戒区域等に指定及び計画的避難区域に設定された相馬・双葉エリアから避難を余儀なくされた飯舘村・富岡町・双葉町・浪江町・葛尾村が平成24年12月現在も本エリアに役場機能を移している状態にある。また、居住人口の増加に対応する住環境の整備や、教育・医療・福祉などの公共サービス提供等の受入態勢整備及び雇用の確保が課題となっている。

(2)復興の取組

①環境回復

- 環境放射線等モニタリングを充実・強化する。
- ・徹底した除染により、美しく豊かなふるさとを再生する。
- 廃棄物の処理を進める。

<関連する重点プロジェクト>

■重点 1「環境回復プロジェクト」

<具体的な取組>

[モニタリング]

- ○5 kmメッシュごとに設置した計約 230 台の可搬型モニタリングポストと、子どもたちの安全・安心確保のため、学校や保育施設等に設置した計約 1,650 台のリアルタイム線量測定システムにより環境放射線の状況を把握し、わかりやすく測定結果を公開する。
- 〇住民の身近な公共施設等に整備した食品等の放射性物質簡易測定機器により、住民自らが検 査し確認できる体制を構築する。

[除染]

〇関係機関と連携し、除染計画を策定・実施する市町村とともに、放射性物質に汚染された生活圏・農地・森林等について、除染により計画的に放射線量を低減させる。

- 〇除染特別地域において、県は、市町村と連携して国による除染を促進し、域内の放射線量を 低減させる。
- ○仮置場の設置については、住民説明会や現地視察会等の住民理解を促進する取組を行う。

[廃棄物の処理]

- 〇地域住民の理解を得ながら災害廃棄物の処理を進めるとともに、放射性セシウム濃度が1キログラムあたり8,000ベクレルを超える指定廃棄物について、国に早期処理を求める。
- 〇国が廃棄物処理を行う汚染廃棄物対策地域については、早急に取り組むよう市町村とともに 国に働きかける。

「食品、飲料水の安全確保]

- ○全国有数の産地となっている県北地方のモモ・リンゴ、県中・県南地方の米・キュウリ・トマト等の農林水産物や加工食品の放射性物質を徹底的に検査・分析し、安全・安心な農林水産物や加工食品の流通を確保するとともに、消費者に向けてわかりやすく情報発信を行う。
- 〇飲料水の安全性を確保するため、水源の種類や環境放射線等の状況を考慮した定期的な放射 性物質検査を実施する。

[拠点の整備]

○放射性物質に汚染された環境を回復し、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するため、調査・研究・技術開発、情報収集・発信、教育・研修・交流等を行う国際的な調査研究拠点を整備する。

②健康、教育

- 県民の健康を見守り、心身の健康の維持・増進を図る。
- 医療福祉提供体制の回復及び充実・強化を図る。
- 子どもたちの教育環境等の充実に努める。
- ・放射線に関する知識の普及に取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

▼重点 3「県民の心身の健康を守るプロジェクト」

● 重点 4「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」

<具体的な取組>

「健康管理調查」

〇県民健康管理調査により長期にわたり県民の健康を見守るとともに、疾病の早期発見・早期 治療につなげ、将来にわたる健康の増進を図る。

[被災者の心身の健康保持]

〇仮設住宅や借上住宅で避難生活を余儀なくされている被災者や広く原子力災害の影響を受け た県民の心身の健康の保持、増進を図る。

[医療福祉提供体制の回復及び充実・強化]

- 〇被災した医療福祉施設等の復旧、医療福祉従事者確保に関する取組を進め、医療福祉提供体制等の回復及び充実・強化を図る。
- 〇福島県立医科大学に放射線医学に関する調査研究と最先端治療拠点を創設するとともに、各 地域の医療機関との連携体制の確保を図る。

[教育環境等の整備]

- 〇被災児童等の就学・通学支援、スクールカウンセラー等の派遣、教員の適正配置、学校施設の復旧、サテライト校の宿泊施設の確保など、長期避難にも対応した教育環境の整備を図る。
- 〇計画的避難区域にある学校等については、解除後の早期再開を図るとともに、教育環境の充実に努める。
- 〇安心して子どもを遊ばせることができる屋内施設等の整備を推進する。

[放射線に関する知識の普及]

○放射線に関する正確な知識を住民と共有するための講習会等を開催する。

③生活再建

・避難者や地震等による被災者が安心して暮らすことができる環境を整備するとともに、雇用の維持・確保に努め、生活再建に取り組む。

く関連するプロジェクト>

● 重点 2「生活再建支援プロジェクト」

<具体的な取組>

[情報発信]

○被災者に対して、行政情報や生活支援、復旧・復興状況等に関連した情報を提供する。

[生活再建支援ときずなづくり]

- ○仮設住宅等における住環境の整備や避難者相互や地域住民等とのきずなづくりを図りコミュニティの確保をするとともに、仮設住宅等への電子回覧板等による情報発信等、避難者への情報提供・きずなの維持に取り組む。加えて、避難先での就職を希望する避難者に対し、きめ細かな就職支援を行うとともに、緊急雇用創出事業の活用や、事業再開、企業の新増設、新産業創出等の促進により、雇用の確保・創出に努める。
- ○自主避難者の帰還のための住環境の整備を進める。
- 〇社会福祉協議会やNPO等の民間団体による、被災者の生活再建やふるさととのきずなづく りに向けた活動について連携して取り組む。

[防犯・防火]

- 〇避難指示区域等の立入規制や警戒、警ら活動を継続して行い、治安の維持と避難者の安心を 確保する。
- ○仮設住宅やその周辺地域における巡回パトロールや警察安全相談、交通安全対策等を実施する。
- ○県内各消防本部による広域応援体制を整備し、避難指示区域等内での大規模火災に備える。

[住宅再建の推進]

○生活再建に向けて、被災者の住宅再建(新築・改修・購入)を進める。

[自治体連携体制の構築]

- 〇原発避難者特例法による事務の執行等に関し、避難元町村と受入市町村とともに、意向や課題の確認・調整を行いながら、自治体間の相互援助体制を構築する。
- 〇市町村の復興・再生に係る事業の円滑な推進に向け、人的支援等による執行体制の強化とと もに必要な財源の確保に連携して取り組む。

[受入自治体との連携した取組]

〇双葉エリア等の住民を受け入れていることを踏まえ、医療・福祉サービスや行政サービス等 が円滑に提供できるよう、必要な取組を進める。

[長期避難者等の生活拠点の整備]

- ○復興公営住宅について自らの区域外に整備を希望する自治体と、国、県、受入市との協議の場を設けて避難・受入市町村の意向・課題の確認、調整を行った上で、住民ニーズを踏まえた復興公営住宅の整備を迅速に進める。
- 〇生活拠点に必要となる機能の整備に当たっては、避難中の生活拠点にかかる協議や、復興公 営住宅の整備状況を踏まえ検討していく。
- ○戻りたくとも戻れない避難者に対し、その状況に応じて、安定的な生活が再構築できるよう、 住宅の確保、雇用の創出等に取り組む。

[帰還支援]

- ○公共インフラの復旧状況等、帰還に向けた取組を情報発信する。
- 〇市町村の住民の帰還に向けた構想を尊重しながら、帰還に当たっての課題を整理するととも に国や市町村と連携して環境整備に取り組み、住民や事業所の帰還を加速させる。

[原子力損害賠償の促進]

〇原子力災害に伴って生じた全ての損害について、被害者の立場に立った賠償が実現し、1日 も早く元の生活が再建できるよう、様々な取組を行う。

「区域の見直し」

〇町村とともに、住民帰還に向けた方針等の策定及び実施に積極的に取り組むとともに、区域 の見直しに当たっては、国に対して、町村の意向を考慮しつつ、地域の状況を踏まえ十分に 協議した上で判断するよう要請する。

④産業の再生及び創出

- 高い産業集積や都市機能の集積を生かし、農林水産業の再生や新たな産業の創出に取り組み、 本県全体の復興を牽引する。
- 医療福祉機器産業の集積や創薬拠点の整備など、医療関連産業を振興する。
- 環境と共生した新たな時代を牽引する産業づくりに取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点 5「農林水産業再生プロジェクト」

● 重点 6「中小企業等復興プロジェクト」

● 重点 7「再生可能エネルギー推進プロジェクト」

● 重点 8「医療関連産業集積プロジェクト」

● 重点 10「ふくしまの観光交流プロジェクト」

<具体的な取組>

「農林水産業の再生]

- ○大規模な土地利用型農業や太陽光発電等による電力を活用した施設園芸の導入、その経営を 担う農業法人の育成等、新たな経営・生産方式の導入を推進する。
- ○優良繁殖牛・肥育牛・乳用牛の導入や、安全な粗飼料の確保を推進し、畜産業の再生を図る。
- 〇地域産業6次化や農業と観光業・地元飲食業界と連携を進める取組を推進し、付加価値の高い農林水産業の確立を図る。
- 〇増大が見込まれる木材の復興需要に対応した供給体制の整備を推進し、森林・林業の再生を 図る。
- ○避難農業者の避難先での営農再開に向けた取組を進める。

[商工業の再生]

- 〇被災事業者の事業再建に関する取組を進めるほか、中心市街地の商業機能の回復と活性化に 取り組む。
- ○避難した事業者が避難先で事業を再開し継続していくための取組を進める。

[産業人材の育成]

〇テクノアカデミーを始め、各種専門学校・専門高校等における職業教育の充実に努めるほか、 先進分野に対応した基盤的製造技術の高度化を図る研修事業(技塾等)を実施するなど地域 産業のニーズを踏まえて人材育成を進める。

[産業振興の推進]

- 〇工業団地造成費用利子補給制度の活用等により、新たな工業団地の整備を促進する。また、 企業立地補助金制度の活用等により、企業立地を推進する。
- 〇ふくしま産業復興投資促進特区により、復興特区制度による課税の特例措置(東日本大震災 復興特別区域法・福島復興再生特別措置法)の活用を促進し、ものづくり産業の早期復興・ 更なる産業振興を推進する。
- 〇避難解除区域における課税の特例措置(福島復興再生特別措置法)の活用を促進し、避難等指示の対象となった区域に震災時において事業所を有していた事業者が、避難解除区域において事業を再開・継続し、また、同区域に帰還することを促進する。
- 〇福島県立医科大学において医薬品開発を支援する拠点の整備を進めるとともに、安全性評価 を始めとして医療機器の開発から事業化までを一体的に支援する拠点を郡山市に整備する。
- 〇これらの拠点を活用し、産学官が一体となって医療機器の開発等に取り組み、医療関連産業 の集積を図る。

- ○既存産業の集積を生かしながら再生可能エネルギー関連産業の集積を進める。
- 〇繊維や工芸品など当地の地場産業の振興のため、事業者や組合等と連携して新しい製造技術 や市場性の高い商品の開発を推進する。

[再生可能エネルギーの導入等の推進]

- 〇ハイテクプラザ及び福島大学、日本大学工学部等における太陽光や風力・地熱・地中熱・水力・バイオマス等の実用化に向けた再生可能エネルギー研究を推進する。
- 〇郡山市に整備される独立行政法人産業技術総合研究所の福島再生可能エネルギー研究開発拠点において、会津や浜通り等県内のそれぞれの特色を生かした取組と密接に連携を取りながら、県全域の再生可能エネルギーの推進を行う。

[観光交流の推進]

- ○本エリアの充実した高速交通体系やビッグパレットふくしまなどのコンベンション機能と、 都市部と温泉地等の観光地が近接している等の立地条件を生かし、国内外の会議や大会、イベント誘致による観光振興と多様な交流を推進する。
- ○豊かな自然を生かした自然体験や農業体験(グリーン・ツーリズム)を柱とした体験型観光 の振興に積極的に取り組む。

「福島空港の活用」

〇福島空港を活用した広域的かつ裾野の広い交流拡大や情報発信に取り組むとともに、航空物 流や防災拠点としての機能を強化する。

⑤地震被害への対応

・本エリアでは、地震による甚大な被害が発生した。被災施設の復旧を行うとともに、ソフト・ハードが一体となった防災機能が強化されたまちづくりを推進する。

<具体的な取組>

[住宅の整備]

- ○復興公営住宅整備事業の促進に向け、法制度や活用事例等の情報提供を行う。
- 〇既存住宅の耐震化を促進し、安全で安心できる住まいづくりを推進する。

[宅地地盤被害への対応]

〇地盤の滑動又は崩落により被害を受けた造成宅地について、同様の被害を防止するための取組を市町村とともに行う。

[土砂災害への対応]

〇葉ノ木平地区を始め、人家や公共施設等に被害が生じた箇所で今後も被害が拡大するおそれ のある箇所において、緊急的に対策工事を行う。

[ため池の耐震性の検証]

○ため池の効果的な耐震性検証手法を確立し、その検証手法をもとに調査を実施、ため池の耐 震化を推進する。

[インフラ・公共施設等の復旧]

- 〇土木施設及び農業水利施設等の早期復旧に努め、概ね平成25年度までの完成を目指す。
- ○災害対応の拠点となる市町庁舎等の公共施設について早期復旧に向けた取組を進める。

[防災対策]

- 〇避難情報等が住民に迅速かつ確実に伝達できる体制を整備するとともに、大規模災害発生時 に市町村等へ情報連絡員を派遣する。
- 〇消防団員の確保や教育訓練の充実を図るとともに、自主防災組織の活性化や住民に対する防 災意識の啓発等により地域防災力の向上を図る。
- ○災害発生時に備え、物資の確保体制を強化する。

[ふるさとの景観の再生、魅力向上]

〇市町村とともに、地域の伝統文化やふくしまらしさを未来につなぐため、歴史的なまちなみ や自然景観の保全、損傷を受けた歴史的建造物や文化財等の復旧を推進する。

⑥復興を支援する交通網の整備

・浜通りと中通り、中通りと会津をつなぐ東西連携道路など災害に強い道路ネットワークを構築するとともに、浜通りの復興を支援する道路を整備する。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点12「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」

<具体的な取組>

「道路]

- 〇相馬エリアと県北地域を結ぶ東北中央自動車道(相馬~福島間)については、着手後概ね 10年以内、東北中央自動車道(福島~米沢間)は平成29年度の完成に向けて、国や関係 市町村等と連携し整備促進に努める。
- 〇「本県の復興に向けた戦略的道路整備」として、国道114号、国道288号、県道原町川 侯線、県道吉間田滝根線等を重点的に整備する。
- 〇浜通りと中通りを結ぶ国道 115号、国道 289号、県道いわき石川線等を整備するとともに、 中通りと会津を結ぶ国道 118号等を整備し、東西連携及び防災機能の強化を図る。
- 〇「中通り軸」として、国道 4号(白河、鏡石、伊達の拡幅)や国道 13号(福島西道路の南伸)の整備を促進する。また、生活支援のための機能強化を図るため、国道 349号等の整備を進める。
- ○国道294号(白河)等、大規模な被災を受けた地域において、市町村の復興計画を勘案した道路整備を推進する。

[路線バス等]

○住民の生活の足として利便性の向上が図られるよう路線バス等の生活交通の確保を推進する。

⑦台風15号豪雨災害への取組

・洪水被害の軽減を図るため河川改修等を促進する。

<具体的な取組>

[河川改修等]

- ○河道の掘削や洪水調節施設の整備等、阿武隈川の改修事業を促進する。
- 〇広域的な内水被害を踏まえ、総合的な内水対策の促進や、関係機関との連携により住民避難 の情報連絡体制の強化を図る。

[農林業関連インフラの災害復旧]

〇農地・林地、農林業用施設等の早期復旧に努め、概ね平成24年度の復旧を目指す。

5 会津エリア

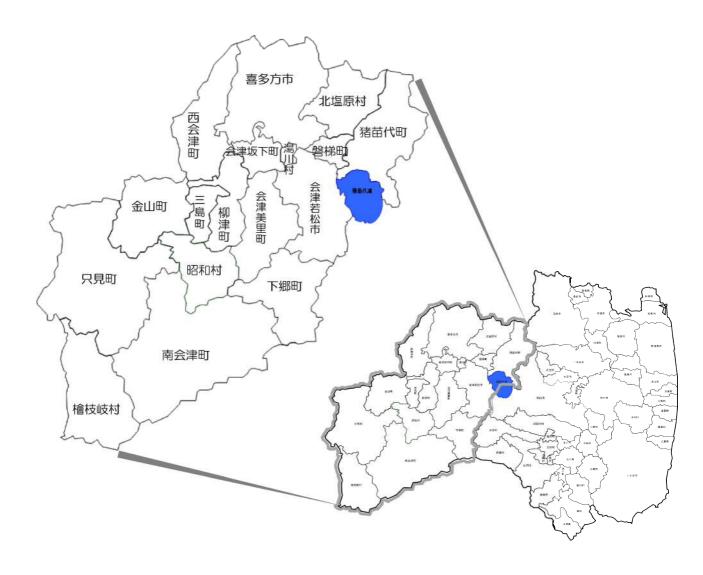
復興へ向けた考え方

会津エリアにおいては、平成23年3月11日の地震による被害は比較的少ないが、同年7月末の新潟・福島豪雨では甚大な災害に見舞われた。豪雨災害からの復旧・復興を進めることにより、災害に強い社会づくりを確かなものとする。

また、原子力災害に伴う風評から脱却し、豊かな自然と農林水産物等で国内外からの多くの お客様をもてなす全国屈指の観光地として、ふくしまの復興をリードし、ふくしまの魅力を県 内外に強く発信する。

[位置•面積]

〇会津エリアは、福島県の西部に位置し、総面積 5,421km²で、全国屈指の観光資源に恵まれた本県の観光の中心的地域である。



(1)現状と課題

[主な地震被害]

- 〇平成23年3月11日、会津地方では、猪苗代町で震度6弱を観測したほか、6市町村で震度5強を観測。死者4人、住家全半壊158棟(平成24年12月25日現在)。
- ○地震による被害は少ないものの、鶴ケ城の石垣が崩落するなどの被害が生じた。

[新潟・福島豪雨災害]

- ○平成23年7月28日から30日にかけての局地的豪雨により、最大で2,318人が避難。
- 〇土砂災害により、全半壊を含めて多数の住家被害が発生したほか、只見川の堤防や護岸等の河川関連施設、国道 252 号や 289 号、401 号などの道路等公共施設の被災を始め、土砂流入による農地被害や、山腹崩壊や沢の浸食による林地被災のほか、平成24年12月現在、会津川口駅から只見駅までの区間が運行不能となっているなど、JR只見線等が甚大な被害を受けており、インフラ等の早急な復旧を進めることが課題となっている。

[原子力災害に伴う影響]

- 〇空間線量率は比較的低いものの、住民の放射線の影響に対する不安は大きく、環境放射線等のモニタリング、除染の実施、住民の健康の保持・増進に取り組むことが必要である。
- 〇米や野菜などの農産物から放射性物質はほとんど検出されていないが、風評により販売数量 の減及び価格の低迷が続いている。
- ○会津地方の森林は、空間線量は低いものの、広葉樹林から生産されるきのこ原木の大部分が 指標値を超えており、さらに、野生きのこや山菜に加え内水面魚種の一部が出荷制限の対象 となっている市町村もある。
- ○県外からの観光客は回復傾向にあるものの県外からの修学旅行は約8割減、第三セクター鉄道の利用減少など本エリアの基幹的産業である観光関連産業を始め多くの産業に著しい影響が及んでおり、風評の払拭が課題となっている。

[被災住民・被災町の受入れ]

- 〇会津エリアでは、仮設住宅や借上住宅などにより約6千人の避難者を受入れているほか、警戒区域等に設定された双葉エリアから避難を余儀なくされた大熊町が役場機能を、楢葉町が平成24年12月現在も出張所を本エリア内に設置している。
- 〇避難者の住環境の整備や、教育・医療・福祉などの公共サービス提供等の受入態勢整備及び 雇用の確保が課題となっている。

(2)復興の取組

①環境回復

- ・環境放射線等モニタリングを充実・強化する。
- ・線量に応じた必要な除染により、美しく豊かなふるさとを再生する。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点 1「環境回復プロジェクト」

<具体的な取組>

[モニタリング]

- 〇10 kmメッシュ(都市部は 5 kmメッシュ)ごとに設置した計約 70 台の可搬型モニタリングポストと、子どもたちの安全・安心確保のため学校や保育施設等に設置した計約 440 台のリアルタイム線量測定システムにより、環境放射線の状況を把握してわかりやすく測定結果を公開する。
- 〇住民の身近な公共施設等に整備した食品等の放射性物質簡易測定機器により、住民自らが検 査し確認できる体制を構築する。

[除染]

〇関係機関と連携し、除染計画を策定・実施する市町村とともに、放射性物質に汚染された生活圏・農地・森林等について、除染により計画的に放射線量を低減させる。

[廃棄物の処理]

〇地域住民の理解を得ながら災害廃棄物の処理を進めるとともに、放射性セシウム濃度が1キログラムあたり8,000ベクレルを超える指定廃棄物について、国に早期処理を求める。

[食品の安全確保]

○全国的なブランドカを有する米やアスパラガス、トマトなど農林水産物や加工食品の放射性物質を徹底的に検査・分析し、安全・安心な農林水産物や加工食品の流通を確保するとともに、消費者に向けてわかりやすく情報発信を行う。

②健康、教育

- ・県民の健康を見守り、心身の健康の維持・増進を図る。
- 医療提供体制等の充実を図る。
- 子どもたちの教育環境等の充実に努める。
- 放射線に関する知識の普及に取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

▶ 重点 3「県民の心身の健康を守るプロジェクト」

▶ 重点 4「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」

<具体的な取組>

[健康管理調查]

〇県民健康管理調査により長期にわたり県民の健康を見守るとともに、疾病の早期発見・早期 治療につなげ、将来にわたる健康の増進を図る。

[被災者の心身の健康保持]

〇仮設住宅や借上住宅で避難生活を余儀なくされている被災者や広く原子力災害の影響を受け た県民の心身の健康の保持、増進を図る。

[医療提供体制等の充実]

○へき地医療支援体制を充実・強化するとともに、救急医療や周産期医療も含め、民間病院、 会津医療センターと県立病院やへき地診療所等の役割分担と連携の促進を図る。

[教育環境等の整備]

〇被災児童等の就学・通学支援、スクールカウンセラー等の派遣、教員の適正配置、サテライト校の宿泊施設の確保等、教育環境の充実を図る。

[放射線に関する知識の普及]

○放射線に関する正確な知識を住民と共有するための講習会等を開催する。

③生活再建

・避難者が安心して暮らすことができる環境を整備するとともに、雇用の確保に努め、生活再 建に取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点 2「生活再建支援プロジェクト」

② 重点 9「ふくしま・きずなづくりプロジェクト」

<具体的な取組>

「情報発信」

○被災者に対して、行政情報や生活支援、復旧・復興状況等の情報を提供する。

[生活再建支援ときずなづくり]

- ○温暖な浜通りから避難している被災者が多いことから、仮設住宅等における防寒対策等の住環境の整備や、避難者相互や地域住民などとのきずなづくりを図りコミュニティを確保するとともに避難者への情報提供・きずなの維持に取り組む。加えて、避難先での就職を希望する避難者に対し、きめ細かな就職支援を行うとともに、緊急雇用創出事業の活用や、事業再開、企業の新増設、新産業創出等の促進により、雇用の確保・創出に努める。
- ○社会福祉協議会やNPO等の民間団体による、被災者の生活再建やふるさととのきずなづく りに向けた活動について連携して取り組む。

[防犯]

〇仮設住宅やその周辺地域における巡回パトロールや警察安全相談、交通安全対策等を実施する。

[自治体連携体制の構築]

- 〇原発避難者特例法による事務の執行等に関し、避難元町村と避難先市町村とともに、意向や 課題の確認・調整を行いながら、自治体間の相互援助体制を構築する。
- ○市町村の復興・再生に係る事業の円滑な推進に向け、必要な財源の確保に連携して取り組む。

[受入自治体との連携した取組]

〇双葉エリア等の住民を受け入れていることを踏まえ、医療・福祉サービスや行政サービス等 が円滑に提供できるよう、必要な取組を進める。

[長期避難者等の生活拠点の整備]

- ○復興公営住宅について自らの区域外に整備を希望する自治体と、国、県、受入市との協議の場を設けて避難・受入市町村の意向・課題の確認、調整を行った上で、住民ニーズを踏まえた復興公営住宅の整備を迅速に進める。
- 〇生活拠点に必要となる機能の整備に当たっては、避難中の生活拠点にかかる協議や、復興公 営住宅の整備状況を踏まえ検討していく。

④産業の再生及び創出

- 全国屈指の観光資源を活用して風評の払拭を目指し、県全体の観光振興を牽引する。
- •全国的なブランド力を有する米を始めとし、地域の特性を生かした農林業をさらに振興する。
- 国内外から企業を誘致し、新たな時代を牽引する産業づくりに取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点 5「農林水産業再生プロジェクト」

● 重点 6「中小企業等復興プロジェクト」

② 重点 7「再生可能エネルギー推進プロジェクト」

● 重点 10「ふくしまの観光交流プロジェクト」

<具体的な取組>

[観光交流の推進]

- 〇磐梯山や猪苗代湖等の豊かな自然を生かした自然体験や農業体験(グリーン・ツーリズム)を柱とした体験型観光の振興に積極的に取り組む。
- ○歴史的に価値のある施設や主要観光施設を活用するとともに「八重の桜」放送を契機として 歴史的・文化的資源を活用した新たな観光振興を図る。

「ふるさとの景観の再生、魅力向上」

- 〇市町村とともに、地域の伝統文化やふくしまらしさを未来につなぐため、歴史的なまちなみ や自然景観の保全、損傷を受けた歴史的建造物や文化財等の復旧に取り組む。
- 〇尾瀬国立公園等について、貴重な自然の保全と利用環境の整備を進めて風評の払拭を図る。

[農林水産業の再生]

〇生産性の高い農業経営を確立するため、担い手への農地集積を進める等、大規模土地利用型 農業を行う農業法人を育成する。

- 〇地産地消を推進しながら、農業と観光業・地元飲食業界との連携を図るなど地域産業の6次 化を進め、付加価値の高い農林水産業の確立を図る。
- ○避難農業者の避難先での営農再開に向けた取組を進める。
- ○畜産業の再生を図るため、優良繁殖牛や乳用牛の導入、安全な粗飼料の確保を推進する。
- ○増大が見込まれる木材や木質バイオマスの復興需要に対応した供給体制の整備を推進し、森林・林業の活性化を図る。
- 〇森林の公益的機能を維持しながら、間伐等の森林施業と放射性物質の低減を一体的に進め、 森林の再生と林業の復興を図る。

[商工業の再開支援]

○避難した事業者が避難先で事業を再開し継続していくための取組を進める。

[産業人材の育成]

〇テクノアカデミーを始め、各種専門学校・専門高校等における職業教育の充実に努めるほか、 先進分野に対応した基盤的製造技術の高度化を図る研修事業(技塾等)を実施するなど地域 産業のニーズを踏まえて人材育成を進める。

[産業振興の推進]

- 〇工業団地造成費用利子補給制度の活用等により、新たな工業団地の整備を促進する。また、 企業立地補助金制度の活用等により、企業立地を推進する。
- 〇ふくしま産業復興投資促進特区により、復興特区制度による課税の特例措置(東日本大震災 復興特別区域法・福島復興再生特別措置法)の活用を促進し、ものづくり産業の早期復興・ 更なる産業振興を推進する。
- 〇伝統工芸品等当地の地場産業の振興のため、事業者や組合等と連携して新しい製造技術や市場件の高い商品の開発を推進する。

[再生可能エネルギーの導入等の推進]

- 〇コンピュータ理工学専門大学「会津大学」と地域のICTベンチャー等の協働による人材育成やスマートコミュニティの実証試験等スマートグリッドの研究を推進し、ICT産業等の集積を図る等、新たな産業と雇用の創出を目指す。
- 〇再生可能エネルギーの研究開発拠点及び関係団体と連携し、地熱発電や小水力発電、木質バイオマス等、豊富な再生可能エネルギー資源を活用し、再生可能エネルギーの普及を促進する。

[情報通信関連産業の集積]

○会津大学を中心とした産学官連携により、情報通信関連産業の振興を図るとともに、地域の 人的資源や研究・技術力等を生かし、情報通信関連産業の基盤となるデータセンター等の企業誘致を推進し、関連産業の集積を図る。

⑤復興を支援する交通網の整備

・県土のグランドデザインとして整備を進めてきた縦・横6本の連携軸のうち、「横断道軸」の整備や、国道252号など災害に強い道路の整備を進め、ふくしま及び東北を支える県土をつくる。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点12「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」

<具体的な取組>

「道路)

- 〇浜通りと会津を結ぶ「横断道軸」である磐越自動車道(会津若松〜新潟間)の4車線化の早期実現、中通りと会津を結ぶ国道118号等の整備及び会津を縦断する「会津軸」である会津 縦貫道の整備に取り組む。
- ○風評による観光客の激減等、大きな打撃を受けている観光産業の復興に向けて、観光地間移動の利便性を向上する道路ネットワークの整備を進める。
- 〇国道 252 号、国道 289 号、国道 400 号や国道 401 号等の整備を進め災害に強い道路ネットワークを構築する。

[路線バス等]

○住民の生活の足として利便性の向上が図られるよう路線バス等の生活交通の確保を推進する。

⑥平成23年7月新潟・福島豪雨による災害復旧への取組

・豪雨災害からの早期復旧に取り組むとともに、ソフト・ハードが一体となった防災機能が強化されたまちづくりを推進する。

< 関連する重点プロジェクト>

▶ 重点12「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」

<具体的な取組>

[住宅の整備]

○復興公営住宅整備事業の促進に向け、法制度や活用事例等の情報提供を行う。

「インフラの復旧等]

- 〇土木施設及び農地・農業用施設等の早期復旧に努め、概ね平成25年度までの完成を目指す。 また、黒谷川や叶津川などについては、一連区間の改良復旧が必要なことから、概ね平成 26年度の完成を目指す。
- 〇土砂災害により、人家や公共施設等に被害が生じた箇所で今後も被害が拡大するおそれのある る箇所において、緊急的に対策工事を行う。
- 〇林道・林地の早期復旧と土砂災害等の防止を図るための治山施設の整備を推進する。

「鉄道]

OJR 只見線の運休区間について、福島県 JR 只見線復興連絡会議等において、関係市町村等と課題の検討、連絡調整を行う。また、国や JR 東日本に対して強く早期全線復旧を要請していく。

[防災対策]

- 〇避難情報等が住民に迅速かつ確実に伝達できる体制を整備するとともに、大規模災害発生時 に市町村等へ情報連絡員を派遣する。
- 〇消防団員の確保や教育訓練の充実を図るとともに、自主防災組織の活性化や住民に対する防 災意識の啓発等により地域防災力の向上を図る。
- ○災害発生時に備え、物資の確保体制を強化する。
- 〇只見川流域等の災害復旧にあわせ、今回の豪雨を踏まえた新たな河川改修事業を計画する必要があることから、平成21年に策定した只見川圏域河川整備計画について変更を行い、ハード・ソフトが一体となった防災対策の構築を推進する。

[只見川流域豪雨災害復興基金]

〇只見川で水力発電事業を行う電気事業者の資金協力を得て基金を創設し、只見川流域の町等が行う復旧・復興事業について連携して進める。